福島県文化財調査報告書第54集

関和久遺跡 Ⅳ

―史跡指定調査概報―

1976年3月

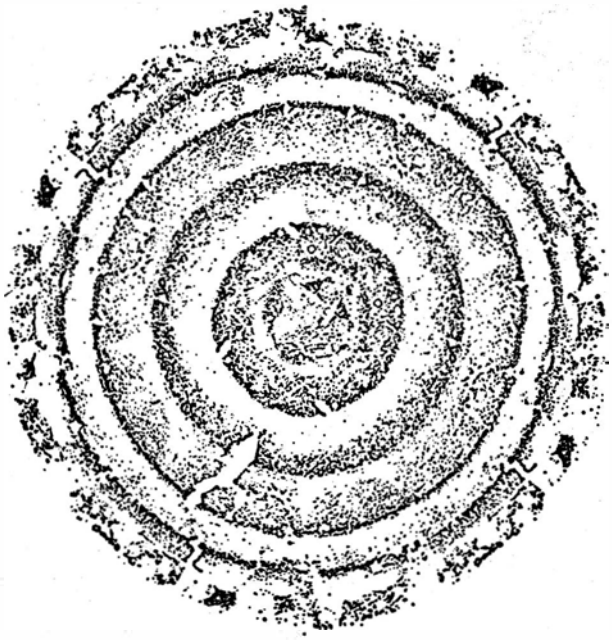

福島県教育委員会

関和久遺跡 Ⅳ

—史跡指定調査概報—

1976年3月

福島県教育委員会

序　　文

大正末年に，関和久の広範な地域内から，多賀城系と下野薬師寺系の古瓦が出土することが学会に知られてから，ほぼ半世紀を経た今日，研究者の方々の助言を受けて本県最重要の遺跡と判断し，史跡指定のため国庫補助により昭和47年より継続して調査を実施してまいりました。

本年は第4次調査を終了し，所期の目的を達成することができました。ここに本年度の成果につきましてその概略を報告いたしますので，広く県民の方々に認識をいただくと共に，研究者の方々にも御活用いただければ幸甚に存じます。

この遺跡の規模・構造を明らかにして古代史の資料とするとともに，祖先の遺産を保存・活用することによって県民の心の糧とするために，今後とも努力を続けてまいりたい所存であります。

最後になりましたが，この調査の指導にあたられた県文化財専門委員伊東信雄氏をはじめ，御協力を惜しまなかった宮城県多賀城跡調査研究所の方々，各協力者，地元泉崎村に多大の謝意を表するものであります。

昭和51年3月31日

福島県教育委員会教育長

三本杉　國　雄

目　　次

調査要項
第1章　調　査　経　過……1
　第1節　前年までの調査……1
　第2節　調　査　経　過……1
　第3節　調　査　日　誌……5
第2章　発　見　遺　構……10
　第1節　建　物　跡……10
　第2節　溝　　跡……18
　第3節　SI36竪穴住居址……21
第3章　出　土　遺　物……23
　第1節　　瓦　　……23
　第2節　土器・その他……24
第4章　考　　察……29
　第1節　遺　　構……29
　第2節　遺　　物……33
　第3節　遺跡の性格……34
　第4節　ま　と　め……37
付　章　古代の白河郡について……38
　一　は　じ　め　に……38
　二　白河郡と「石背国」……38
　三　白　河　団……43
　四　白河郡と産金……45
　五　ま　と　め……46

挿図・図版目録

第１図　昭和50年度発掘調査地域図
第２図　遺構図
第３図　ＳＢ20・21建物跡
第４図　ＳＢ22・23・24　Ａ―Ｂ・25建物跡
第５図　ＳＢ22・23建物跡
第６図　ＳＢ24Ａ・Ｂ・25建物跡
第７図　ＳＤ30小溝跡　ＳＢ31・33建物跡
第８図　ＳＢ26・34・35建物跡
第９図　ＳＤ13・27・28大溝跡
第10図　ＳＤ13・27・28大溝跡断面図
第11図　ＳＩ36竪穴住居跡
第12図　出土瓦拓本
第13図　遺物実測図
第14図　多賀城跡出土木簡
第15図　関和久遺跡俯瞰図
第16図　白河郡衙跡俯瞰図
図版１　遺跡近景
図版２　ＦＭライン・トレンチ
図版３　作業風景
図版４　ＳＢ20建物跡（東より）
図版５　同　上
図版６　ＳＢ24建物跡他（南より）
図版７　ＳＢ24建物跡他（西より）
図版８　ＳＢ24建物跡他（東より）
図版９　ＳＢ22・23建物跡他（南より）
図版10　ＳＢ22・23建物跡他（西より）
図版11　ＳＢ23・24建物跡他切り合い状況
図版12　同　上
図版13　ＳＢ24Ｂ北１東５掘り方断ち割り
図版14　ＳＢ22・23北１東３掘り方断ち割り
図版15　ＳＢ24Ａ・Ｂ建物跡とＳＤ29小溝跡
図版16　ＳＤ30小溝跡（東より）
図版17　ＳＤ30小溝跡（西より）
図版18　ＳＢ31・33建物跡（東より）
図版19　ＳＢ31・33建物跡（西より）
図版20　ＳＢ31建物跡
図版21　ＳＢ33建物跡
図版22　ＳＢ34建物跡（東より）
図版23　ＳＢ26建物跡（北より）
図版24　ＳＢ26建物跡（南より）
図版25　ＳＢ25建物跡　掘り込み地業版築断ち割り
図版26　ＳＢ35建物跡　掘り方
図版27　ＳＤ13大溝跡
図版28　ＳＤ28大溝跡
図版29　ＳＤ28大溝跡　屈曲部
図版30　ＳＤ28大溝跡
図版31　ＳＤ28大溝跡
図版32　ＳＤ27大溝跡
図版33　ＳＤ27大溝跡
図版34　ＳＤ27大溝跡
図版35　ＳＩ36竪穴住居跡（東より）
図版36　ＳＩ36竪穴住居跡（北より）
図版37　ＳＩ36竪穴住居跡　遺物出土状況
図版38　同　上
図版39　瓦片出土状況
図版40　同　上
図版41　遺構実測
図版42　今回出土瓦片
図版43　土師器壺・甕・坏・蓋・円面硯・文字瓦・打製石斧

調　査　要　項

1　**名　　称**　関和久遺跡

2　**所 在 地**　西白河郡泉崎村大字関和久

3　**調査主体**　福島県教育委員会

4　**調査指導**　伊東信雄（福島県文化財保護審議会委員・東北大学名誉教授）

5　**調査担当**　鈴木　啓

6　**調 査 員**　木村浩二，志賀豊徳

7　**調査協力**　梅宮　茂・田中正能・藤田定興・佐藤博重・桑原滋郎・平川　南・高野芳宏・古川雅清・菊田　徹・工藤雅樹・根本信孝・工藤哲司・門馬真一郎・新沼秀二・佐川一二他17名

8　**協力機関**　宮城県多賀城跡調査研究所・泉崎村・泉崎村教育委員会・泉崎村中央公民館・関平婦人会・県立白河女子高校史学クラブ

9　**調査期日**　昭和50年10月20日～11月22日

――凡　　例――

1　この調査は国庫補助事業である。

2　編集は鈴木が担当した。

3　第1章 第1・2・3節，第2章 第1節，第4章 第1節は鈴木が執筆した。

4　第2章 第2・3節，第3章 第2節，第4章 第2節は木村・志賀が執筆した。

5　第3章 第1節，第4章 第2節は進藤が執筆した。

6　第4章 第3・4節は伊東が執筆した。

7　付章は平川が執筆した。

8　遺構写真は鈴木が撮影した。

9　遺物写真・実測図縮少・トレース・採拓は木村・志賀が担当した。

10　俯瞰写真は，自衛隊福島地方連絡部提供。

第1章　調　査　経　過

第1節　前年までの調査

昭和47年度　10月30日～11月15日

航空測量図作成と予備調査。東群建物跡中，南・中・北3棟の有礎建物跡の存在を確認。

（関和久遺跡Ⅰ　1973年3月　福島県教育委員会　参照）

昭和48年度　10月11日～11月10日

東群を構成する有礎のＳＢ01・02・03建物跡と，西群では有礎のＳＢ05・06建物跡と掘立のＳＢ04・07建物跡が検出された。

（関和久遺跡Ⅱ　1974年3月　福島県教育委員会　参照）

昭和49年度　5月27日～6月5日

県道白河一母畑線拡幅工事に伴う緊急調査。

遺跡北縁の台地267㎡を帯状に発掘したに過ぎないが，竪穴住居跡2棟，大溝3条，土塁状遺構2基，掘立柱穴20個，円形ピット2基を検出し，土師器，須恵器，須恵系土器，円面硯，開元通宝，植物種子を検出した。このうち3個の土師器杯に7字の墨書「白」がある。

（関和久遺跡―県道拡幅工事に伴う調査―1974年12月　福島県泉崎村教育委員会　参照）

昭和49年度　10月21日～11月22日

遺跡の西南部を調査し，有礎建物跡3棟，掘立建物跡8棟，大溝2条，井戸跡1個，竪穴住居跡1棟が検出された。

調査区域の西方および南方において，この遺跡の外側をめぐると思われる大溝の一部（ＳＤ14・13）が発見されたことによって，郡家の四至を明らかにし得る可能性が認められるに至った。それは大体2.5町～3.0町と推定された。

第2節　調査経過

昭和50年度の発掘調査を，調査の進捗に沿って記述すると次の通りである。

前年幅3ｍ，長さ168ｍの東西トレンチ（ＦＭライン・トレンチ）によって，西端にＳＤ14大溝跡，順に東へＳＢ06・05礎石建物跡，約50ｍおいてＳＢ11・10礎石建物跡が，セットをなしてほぼ一線上に検出されているところから，東半においても対象的に存在するか否かを知るとともに，遺跡全域を横断して調査する必要から，ＦＭライン・トレンチを，前年度発掘のＦＭライン・トレンチを東へ120ｍ延長する形で設定した。このトレンチのほぼ中央において，ＳＢ20礎石建物跡とＳＢ24掘立建物跡他の遺構の存在を確認し，38ｍ×8ｍについて全面発掘を展開した。

一方本年の課題であるＳＤ13大溝跡の左折点，つまり大溝の東南隅の屈曲部を発見するための地区割り及び発掘に着手した。

全体の地形を検討して，前年発見したこの遺跡の外側をめぐると思われる大溝の南辺の長さは，

2.5町～3.0町と想定して先ず3町の位置で東辺を追求すべく，ＳＢ01建物跡の東方約100ｍの位置にトレンチを設定したが，瓦片1片を出土したのみで大溝は発見されなかった。同様に3町の位置で東南隅の屈曲部を予想して発掘したが，竪穴住居跡が検出されたのみで大溝は発見されない。

次いで2.5町の位置で南辺を追ったが，ここでも大溝は存在しないことが判明した。一方，ＳＢ01南方75ｍの位置では前年発掘したＳＤ13大溝跡の延長上に，前年と同一規模の大溝跡の存在が確認され，西南屈曲部から東方へ220ｍまでは延びていることが知られた。

ＦＭライン・トレンチの精査が進む中でトレンチ東端に近い地点で南北方向の大溝，（ＳＤ28）を発見し，更に南側に6ｍおいてこの延長を検出した。これを東を限る大溝とみてＳＤ13との交点と予想される位置に7×7ｍの地区設定をした。掘り上げた結果，予想位置には存在せず北端に帯状遺構があったので拡張した。この溝（ＳＤ27）は東に延びて農道下で左折（北上）することが判明し，これが大溝の延長かと思われた。ＳＤ28とＳＤ27の関係を追求すべく，両者の分岐点附近を発掘した結果，ＳＤ28は前年発見のＳＤ14・13と同一規模であり，ＳＤ27は一まわり小規模であることが明らかになった。

ＳＢ20・24建物跡等拡張部以西のＦＭライン・トレンチの精査により瓦の包含層と，その下層からコの字型に北へ延びる小溝と，2棟の掘立建物跡を発見し，トレンチ西端では礎石建物跡と，掘立建物跡2棟が発見された。

つぎに，東半遺構・西半遺構・大溝跡に分け，遺構別に述べると次の通りである。

東半遺構（第4図）

ＳＢ20・21・32建物跡（第3図・図版4）

ＦＭ50の位置で，水田耕作土下の床土（鉄分の沈着した赤褐色土）を排除したレベルで発見されたもので，ＳＢ20建物跡は黄褐色のローム層の地山を掘り込んで版築した地業である。過去の例から，地業の範囲は11ｍ×9ｍと判断して拡張した。版築土上の床土を除去して精査を進めた結果，5カ所で凝灰岩を砕いた根石と15カ所で据え方が検出され，4間×3間の所謂ベタ柱の東西棟であることが判明した。礎石のすべてと大部分の根石は耕作で除去され，据え方もごく浅い残存であることから，据え方の輪郭を明らかにしたのみで掘り込まないことにした。版築土上に瓦の散布があり，根石の中にも入り込んでいる。

他に，ＳＢ20礎石建物跡で切られたＳＢ21掘立建物跡の掘り方2個があり，規模は不明であるが，方位は一致する。

ＦＮ52の北東隅で，凝灰岩の根石と据え方一個が検出された。これは，東群建物跡ＳＢ01の南側に位置するもので，東群は4棟が南北に並ぶ可能性がある。

ＳＢ22・23・24ＡＢ・25建物跡（第4図・図版7・8）

ＦＭ52・53で，水田床土を除去したレベルで長方形ピット2個を発見し，これを掘立建物跡東妻の掘り方と判断し，梁行間数を知るため拡張した結果，10尺等間で3間であることが判明した。こ

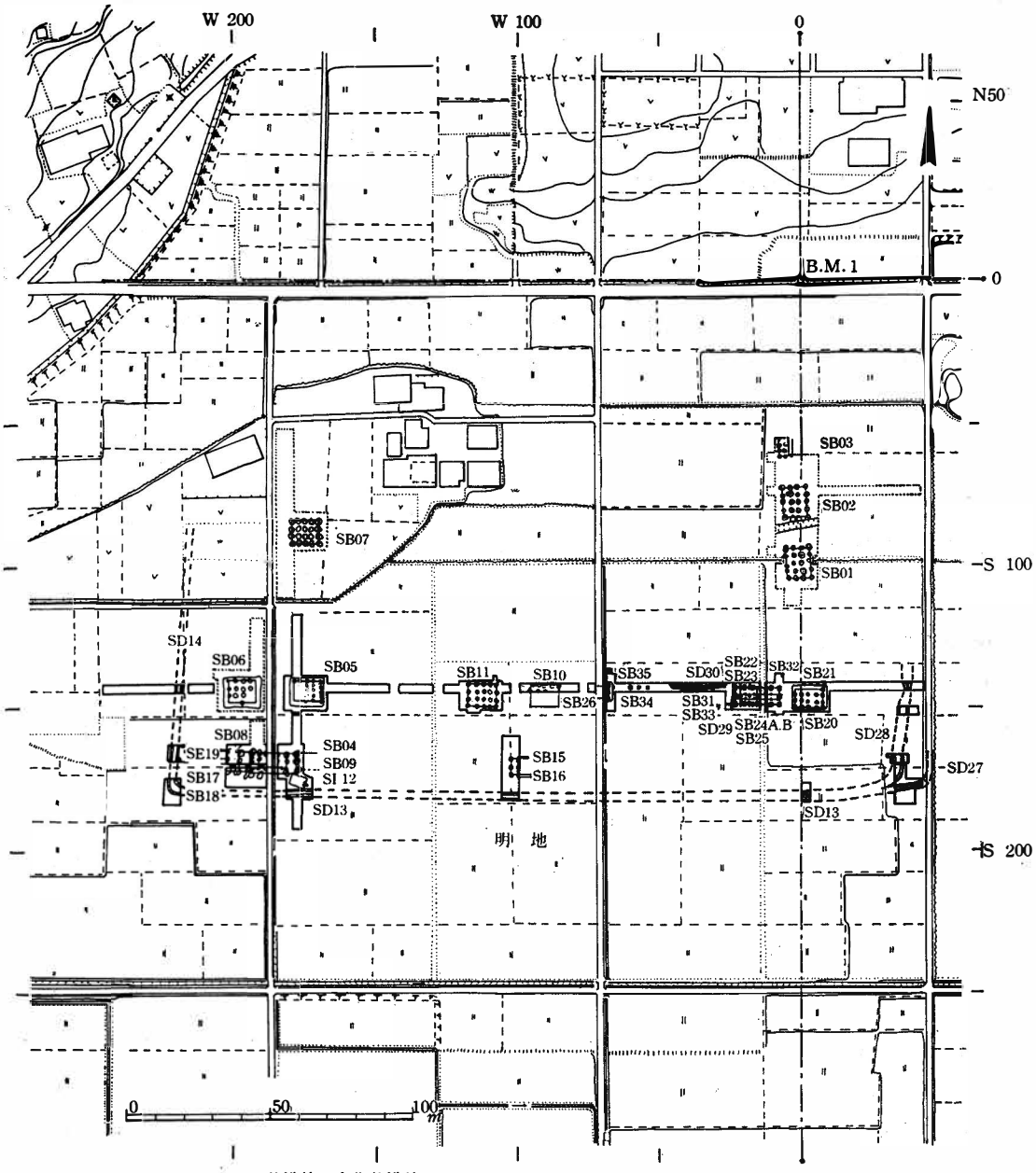

——·——は測量基準線。南北基準線は磁北より6°30′東に偏し、ほぼ真北である。図中のN50, S 100などは、基準線の交点(B.M.1)より各北へ50m、南へ100mの線をあらわす。

第1図　昭和50年度発掘調査地域図

れまでの例から桁行5間と想定して拡張し，床土を除去して精査を進めると，掘り方の切り合いと根石との重複等複雑な様相を呈してきた。後世の溝・穴による攪乱混入土を除去して精査を進めるに従い，ＳＢ22掘立建物跡とＳＢ23礎石建物跡が同一位置の建て替え，ＳＢ24Ａ・Ｂ掘立建物跡でも同一位置で建て替え，そして別にＳＢ25掘立建物跡の計5棟が前後して重複していることがわかった。時期は，ＳＢ22→23→24Ａ→24Ｂ→25建物跡の順であることも，切り合いの精査から明らかである。この判断は掘り方の断ち割り所見とも矛盾しない。

この建物群に接して西側に，南北方向の小溝が検出された。ＳＢ24建物跡の掘り方によって切られており，東西方向の小溝とＴ字型に接続している。

西半遺構（第7・8図）

ＳＤ30小溝跡・ＳＢ31・33建物跡（第7図・図版16～21）

ＦＭライン・トレンチ西半では，表土（黒土）・床土（赤褐色土）・黒土・褐色土・ローム層（地山）の層位を示す。3層黒土が遺物包含層で，複弁蓮華文軒丸瓦大・小，ロクロ挽き重弧文軒丸瓦他がセットで発見された。更に精査を進めると，4層褐色土も包含層であることがわかり掘り下げた。4層の除去面で東西方向の小溝を発見し，埋土を掘り上げるとこの埋土中に多量の瓦片を含んでいた。更にこのＳＤ30小溝跡と切り合うＳＢ31掘立建物跡と，この西方にＳＢ33掘立建物跡があり，このトレンチにかかる他のすべての建物跡とは，方角が異ることが判明した。

ＳＢ26・34・35建物跡（第8図・図版22～26）

ＦＭライン・トレンチ西端において，花崗岩礫片が多数存在するのを発見し，南北に拡張した結果，版築による掘込み地業であることがわかり，根石据え方3カ所が検出され，東西棟の東妻と判断された。断ち割りにより12枚の黄・黒互層が観察され，遺物を包含する黒土層中に版築していることが判明した。

この東側に3個の掘り方があるが保存は悪く，明確なことはわからない。

ＳＢ26建物跡の北側に堕円形ピットがあり，多くの瓦片を含むことから精査した結果，掘り方であることがわかった。ローム層中にあり，柱位置も明瞭である。

ＳＤ13・27・28大溝跡（第9・10図・図版27～34）

この地区の稲刈りが，天候不順のため遅れ・発掘着手も延々になった。先ず，3町説をとって，ＧＩ12～15（3ｍ×12ｍ）トレンチで大溝東辺を追ったが，瓦片1点，ピット1基を発見したのみである。同時に南東屈曲部想定位置でも6ｍ×9ｍを掘った結果，ＳＩ36竪穴住居跡が発見され，大溝の一辺は3町でないことが明らかとなった。

次いで2.5町説をとり，ＥＴ30～ＥＣ30（3ｍ×12ｍ）ＥＴ33～34（3ｍ×6ｍ）の2カ所を掘ったが，この位置でも大溝は存在しないことがわかった。そこで，念のためＥＴ49～ＦＡ49（3ｍ×6ｍ，南西屈曲部から東へ215ｍの位置）を発掘した結果，前年と同一規模のＳＤ13大溝跡を確認した。

一方FMラインイ・トレンチ東端で，砂利層中に幅3mで南北方向の黒土の落込みを発見し，大溝（SD28）の東辺と判断した。そこで，南辺と東辺の交点に7m×7mの地区割りをした。耕土下の赤褐色床土を除去すると黒土層となるが，この面では遺構は検出されず，念のためこの黒土を掘り上げてロームに達した。それでも遺構は発見されなかったが，トレンチ北壁下に，砂層の帯を発見したので3m×10mを拡張した。この拡張により砂層は溝の埋まり土で，溝は3層の黒土上面から掘っていることが判明し，南側では掘り過ぎであることがわかった。この大溝の延長を追うため，農道を越えてEC34を掘り上げたがここへは延びていない。そこで大溝の東端農道下を検討すると，ここで左折することが認められた。FMライン・トレンチと農道が交叉する点，つまり農道両側にもこの大溝（SD27）は見られず，結局幅4mの農道下に隠れるものと考えられた。また，規模が若干小さくなる点に疑問はあったが，これが大溝の東辺と判断した。

次の課題は，SD28・27・13の関連をみることであるが，3者の交点は土置場のため掘れず，止むなくSD28をできるだけSD13に接近させることとし，FI36～38（3m×9m）を掘って延長を確かめ，更にFD37～39（3m×9m）及びFC38（3m×3m）を掘り上げた。

その結果，幅3m・深さ1.6m，地表からの深さ2.6mと前年発掘の大溝と同一規模で，しかもSD13へ向かって屈曲する状態が検出された。これにより，東辺を限る大溝はSD28であることが明らかとなり，南東屈曲部以東の溝は規模も小さく排水溝の機能を有するものと判断された。

SI36竪穴住居跡（第11図・図版35～38）

大溝の南東屈曲部を3町と想定した位置に検出された遺構である。

3m×6mのトレンチで調査し，この部分掘り過ぎのため一部壁を失っている。竪穴住居跡の西辺が水路によって切られており，全容は把握し得ない。カマドは，右袖の一部が残存するのみで畦の下になる。カマド右側にピット2カ所あり，土師器壺・坏が発見された。周溝と円形ピット13個，周溝に1個，壁外に2個計16個ある。

第3節　調査日誌

昭和50年10月20日　曇

発掘調査事務所用テント設営。SD13大溝跡の左折点を追う予定であったが，稲刈り未了のため計画変更。前年の東西トレンチ（170m）の東に接続してFM50～63（FMライン・トレンチ）まで地区設定。大溝東辺を3町とみてGI13～15地区設定のうえ粗掘り開始。

測量杭　No.2（S98,661）　No.12（S98,661・E48,275）No.12′（S98,661・E77,579）No.13（S98,661・E99,773）No.13′（S91,133・E99,773）

朝日新聞取材

10月21日　晴

調査の目的・方法

FM50～62粗掘り開始。FM50で黒土の落込み発見。FM52・53で掘り方，FM55～57間で根石

4カ所，ＦＭ59で礎石発見，黒土落込み中から瓦片，掘り方埋土中より内黒土師器片出土。

測量杭　No.10（Ｓ133,198）No.10′（Ｓ144,645）No.11（169,642）No.14（Ｓ144,645・Ｗ12,317）No.14′（Ｓ144,645・Ｗ41,216）No.15（Ｓ144,645・Ｗ68・443）No.16（Ｓ144,645・Ｅ43,158）

福島民報取材

10月22日　晴

ＧＩ12～15の粗掘り及び精査，耕土15cm，黄褐色土15cm，黒褐色土13cm，地山は西半砂利層，東半ローム層，ＧＩ18で150cm×120cmの円形ピット，３層上面で瓦片発見。大溝なく，方３町は不確実となる。

ＦＭライン・トレンチのＦＭ52から北へ３m，南へ６m拡張，掘立柱穴３個検出。ＦＮ52に根石１個あり，東群建物跡と関連するものらしい。

村教育長，教育委員，福島民報記者来跡。

10月23日　晴

測量杭打ち。ＦＭ50の黒土の落込みは，版築が認められ，掘り込み地業であることが判明。掘り込み地業上で３個の根石発見。ＦＭライン・トレンチの粗掘り。

10月24日　曇

ＳＤ13大溝跡東端追跡のため地区割り。掘り込み地業建物跡及び掘立建物跡部分８m×26mの拡張開始。ＦＭ54～58の拡張部分で，根石の下に掘り方あり，重複を示す。ＦＭライン・トレンチのうちＦＭ60以西３層中に，瓦・焼杣を多く含む。朝日新聞取材。

測量杭，No.11（Ｓ169,642）No.11′（Ｓ169,642・Ｅ10,947）No.17（Ｓ169,642・Ｅ57,408）No.17（Ｓ169,642・Ｅ83,347）No.18（Ｓ169,642・Ｅ113,225）No.18′（Ｓ169,642・Ｅ138,533）No.19（Ｓ169,642・Ｅ171,800）

10月25日　晴

拡張部分東半の掘り上げ，掘り込み地業の清掃，輪郭判明，同根石精査。拡張部分西半の掘り上げ開始，根石あり。ＳＤ13大溝跡の延長確認のためNo.11′杭の地点で３m×６m掘り上げ，大溝は予想位置に検出。文化庁より笹山係長・山代両氏と文化課より矢部・永山両氏来跡。京大生２名来跡。民友新聞取材。

10月27日　晴

ＳＤ13大溝跡の東方延長上に，３町と2.5町を予想した位置に３カ所地区設定。No.11′杭の位置では前年同規模の大溝検出。2.5町の位置では大溝は存在しない。３町の位置では竪穴住居跡状落込みあり，土師器甕と坏発見。

ＦＣＴ取材。九大矢内教授来跡。

10月28日　曇

No.11′杭の位置の大溝精査。拡張部西半の粗掘りと掘立建物跡掘り方精査。FMライン・トレンチを東方へ拡張粗掘り。

朝日新聞取材。東北大生1名来跡。

10月29日　雨

掘立建物跡掘り方精査。午後降雨激しく精査不能となり，借宿廃寺跡・白河関跡の関連調査実施。

10月30日　雨後曇

SD13大溝跡の東延長上，農道に接する東側にトレンチ設定。農道の東まで大溝は延びないことを確認，FMライン・トレンチ東半の粗掘り，不整形落ち込み数カ所あり。

東北大生1名来跡。

10月31日　雨

今日で3日連続氷雨続く，カッパを着用して粗掘りのみ実施。FMライン・トレンチ東半の掘り上げ。掘り込み地業建物跡（SB20）から36尺の位置に東大溝存在せず，西端と対称的でないことが判明。一方農道の西4mで南北方向の黒土の落込み発見，東大溝の可能性もあり。この大溝（SD28）とSD13の交点を想定して7m×7mの地区設定。FMライン・トレンチ西端で花崗岩割石多数発見。

11月1日　曇

No.18杭東で発見された竪穴住居跡（SI36）の掘り上げ。南北約6m，東西は畦・水路にかかり不明であるが，5m以上になる。カマドは北壁らしい。覆土中に土師器片を含む。

大溝南東隅屈曲部想定住置の掘り上げ。発掘区北壁下で，3層黒土上面より切り込む溝を発見。予想位置よりかなり内まわりとなるらしい。完掘のため北側へ拡張。

FMライン・トレンチ西端の花崗岩割り石は，掘り込み地業の根石である。

11月4日　晴

SI36竪穴住居跡の精査。大溝屈曲部の拡張。掘り込み地業，掘立建物跡の精査。後世の溝による攪乱あり。NHK取材。

11月5日　雨

掘立建物跡掘り方の精査。大溝屈曲部の埋まり土は砂で，幅2m，底幅70cmと小規模である。南岸は地山の黒土層を掘り過ぎ。この大溝は農道の東には延びず，精査により農道下で北折することが判明。FMライン・トレンチのSD28埋まり土の掘り上げ。

11月6日　雨

SD28は砂利層に掘られ，上幅3m・底幅1.2m，前年度のものより浅い。FMライン・トレンチを，農道を越えて東側へ拡張，3層黒土下に砂層あり，その下は粘土層で大溝は検出されない。掘立建物跡精査。5棟が切り合っているらしい。NHK取材。

11月7日　雨

大雨・強風注意報発令下の豪雨のため，発掘調査事務所テント内において出土品・図面整理等の内業。建物跡の規模及び前後関係の検討。発掘区内の湛水甚しい。午後須賀川市立博物館で関連調査。

11月8日　晴

掘立建物跡の精査。同建物跡に接する西側で，南北方向の小溝発見。FM62付近3層で，複弁蓮華文軒丸瓦大・小と，重弧文軒平瓦を含む瓦片多数発掘。FMライン・トレンチ西端で南北にT字型に拡張。

文化課　堀越・相馬・木本・斎藤・秋山・阿部各氏来跡。

11月10日　晴

SI36竪穴住居跡精査，掘立建物跡精査。SB26建物跡精査。FM59～65間に，東西方向で両端が北に折れるコの字型の小溝発見。小溝埋まり土の中に瓦の包含多い。

県南教育事務所菊地社教主事来跡。

11月11日　曇

掘立建物跡精査。小溝の掘り上げ。SD28（東辺大溝）の延長方向をみるため，6m間隔をおいて南側に地区設定。掘り込み地業精査。

11月12日　晴

掘り込み地業精査，据方検出完了。これと切り合うSB21建物跡検出。写真撮影。出土品水洗い。SB26建物跡精査。コの字型小溝（SD30）と切り合う掘立建物跡検出。貫板墨付け。

11月13日　曇

杭打ち，貫板配り，遣り方設定。SD30小溝跡の精査，建物2棟となる。FMライン・トレンチ西端部精査。SB26建物跡精査。現地説明用遺物選別。宿舎で復元作業。SI36竪穴住居跡実測。

朝日新聞取材。

11月14日　雨

SI36竪穴住居のピット掘り上げ。レベル測定。実測。SD28大溝跡掘り上げ。

記者会見，NHK，朝日，毎日，読売，民報，民友，河北各記者参集。伊東博士説明。

11月15日　雨

雨ガッパ着用して遣り方設定。SD28大溝跡の掘り上げ。テント1張り設営。

午後1時よりテント内で現地説明会開催。あいさつ（県南添田社教主事，海上村長），50年度の成果（鈴木），関和久遺跡の意義（伊東），遺構案内（鈴木），司会（円谷）

降雨激しい中，宮城県をはじめ，県内各地より50名参集。文化課渡辺力氏来跡。

11月17日　晴

SB26建物跡附近の精査。水糸配り。レベルはBMより－20cm。

棚倉中学校社会科教員4名来跡。

11月18日　晴

水糸配り。ＦＭライン・トレンチ西端精査。

実測開始。県立白河女子高史学クラブ員４名協力。

11月19日　雨

激しい雨の中カッパ着用で作業。ＳＤ28の南延長上，ＳＤ13に近い位置で１ｍ×７ｍを東西方向で掘り上げた結果，ＳＤ28の規模は前年の大溝と同一であることが判明。実測継続。白女高史学クラブ員４名協力。文化課奥山課長・工藤係長・永山主事来跡。

11月20日　晴

ＳＤ28とＳＤ13大溝跡の関係を確かめるため，両者の交点附近に地区設定した。予想交点は土置場のため，それに近い地点をやむなく発掘した。その結果，屈曲部の一部が検出され，ＳＤ13に接合するのはＳＤ28であることが明らかになった。実測・レベル測定。

相馬市斎藤氏，東博関秀夫氏，須賀川渡辺功氏来跡。

11月21日　曇

セクション・レベル測定記録。当初考えた大溝の南東屈曲部から東へ延びて左折するＳＤ27は，支溝であると判断される。

写真撮影，水糸，遣り方，測量杭，地区杭等撤去。遺物収納。ＳＢ26建物跡北側のＦＮ72にピット

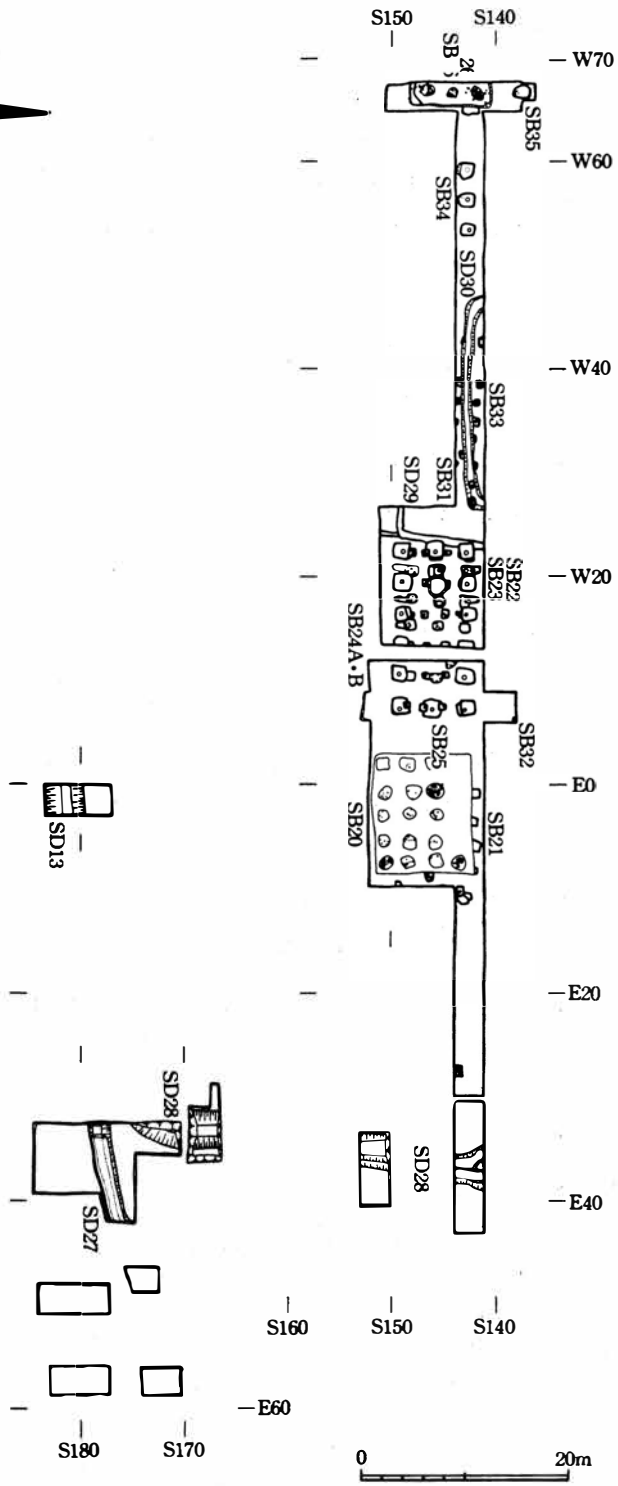

第２図　遺　構　図

あり重弧文軒平瓦出土。

白河女子高校長他3名来跡。

11月22日　雨

激しい雨のため，遺構上にテントを張って掘り方の断ち割り。その結果精査段階の判断が正解であることが判明した。ＦＯ72拡張の結果掘り方1個を検出（ＳＢ35)。写真撮影。

午後3時より機材・器具整理撤収の後反省会をもって全日程終了。

第2章　発　見　遺　構

第1節　建　物　跡

1）ＳＢ20・21・32建物跡（第2・3図・図版4・5）

ＳＢ20建物跡は，真東に設定した調査基準線に乗る東西棟で，掘り込み地業を施した上に据え方

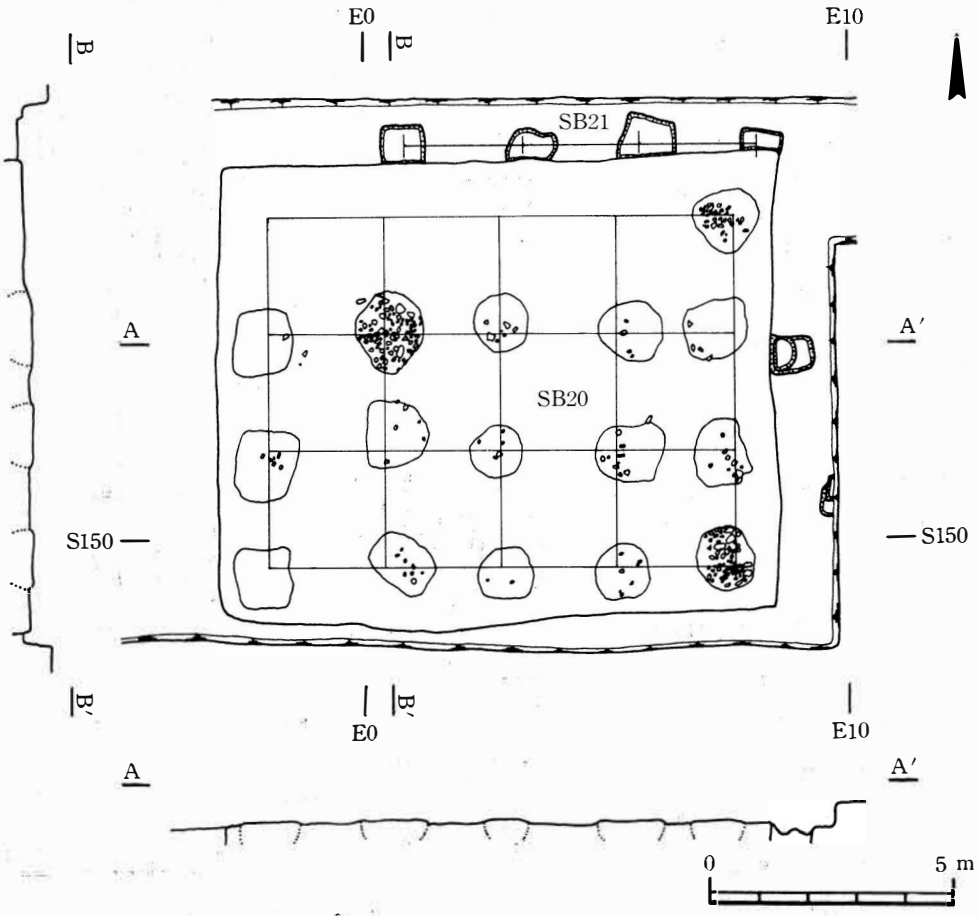

第3図　　ＳＢ20・21建物跡

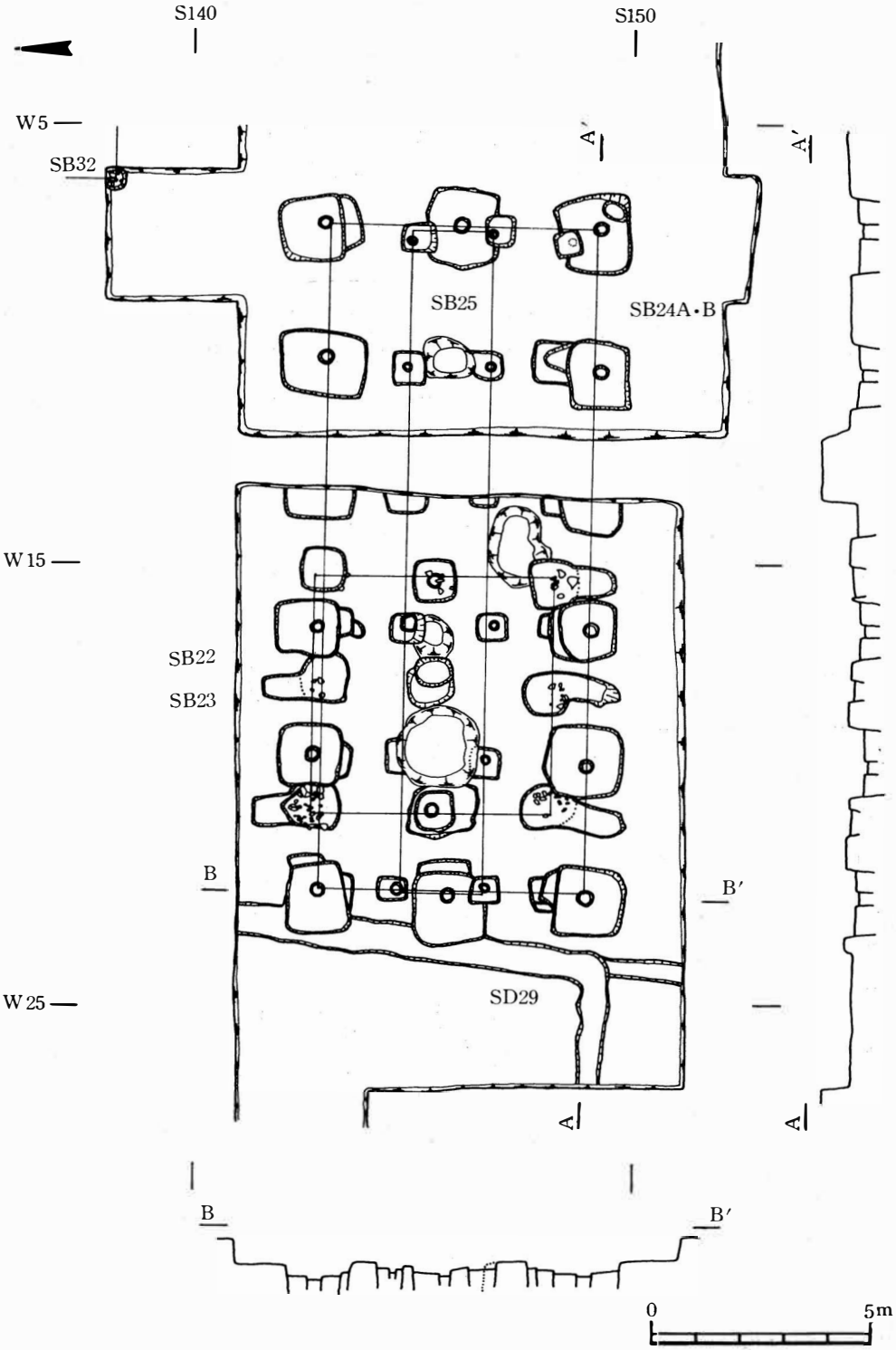

第4図　　SB22・23・24 A-B・25建物跡

を円形又は隅丸方形に掘りくぼめ，内面に凝灰岩を置いて根石としたものが7カ所，根石は失われているが黒土の落ち込みとして判別し得る据え方9カ所が検出された。残り4カ所は痕跡をとどめていない。

建物の規模は，桁行4間・9.60m（32尺），梁間3間・7.20m（28尺）で，礎石を有する建物跡であり，建物内部の各柱通りの位置にも礎石が据え付けられていた所謂ベタ柱である。柱間寸法は，礎石が失われている現在厳密な計測はできないが，桁行・梁間共に1間2.40m（8尺）であるらしい。

この建物跡は，全面に掘り込み地業があり，断ち割りの結果黄・黒色土互層の4枚から成る厚さ40cmの版築を施していることが判明している。礎石はもち論根石の多くが除去され，据え方の底面がわずかに残る程度の遺存状況なので，昭和28年の耕地整理で上面が削除されていることは明らかである。

地山のローム層（水積火山灰）は，わずかに東へ傾斜しており，西では地山と版築土上面は同一レベルであるが，東では地山が低くなるために版築土が地山より15cm高く，基壇状を呈している。

掘り込み地業の規模は，東西11.50m，南北9.50m，面積109.25㎡である。建物の方位角は，ほ

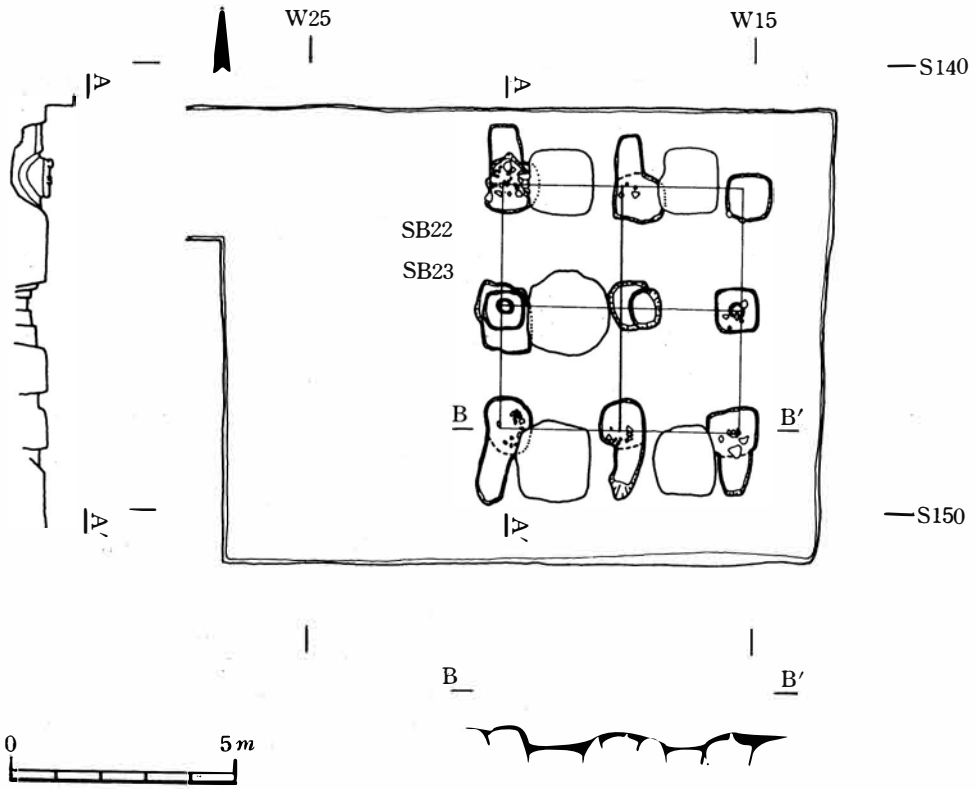

第5図　　SB22・23建物跡

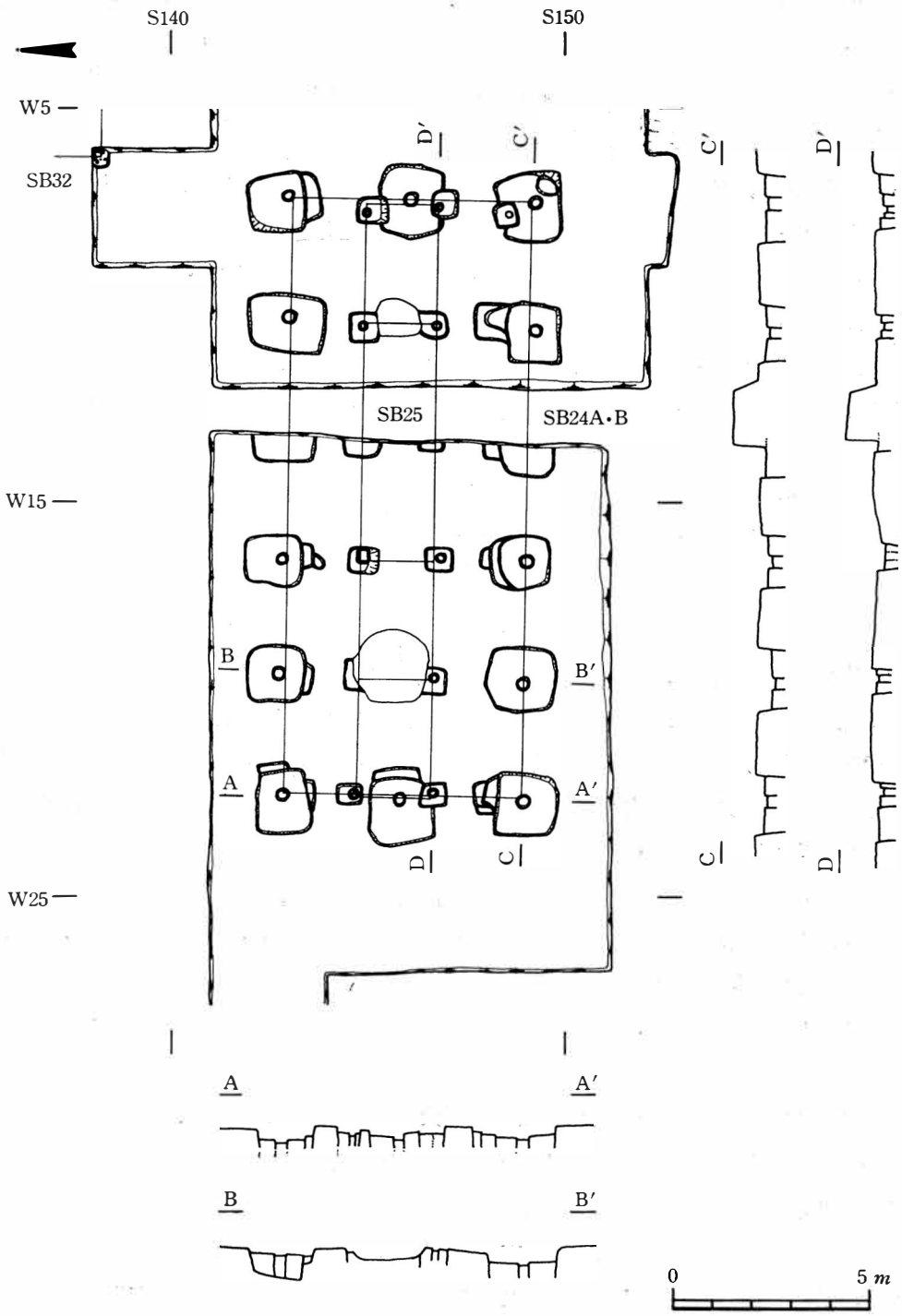

第6図　　SB24A・B．25建物跡

ぼ真東線に一致する。

ＳＢ21建物跡（第３図・図版４）はＳＢ20建物跡の掘り込み地業によって消滅しているが，僅かに掘り方４カ所が残存し，検出された。知り得る規模は東西３間・7.20m（24尺）で，柱間寸法は2.40m（８尺）が知られるのみで，南北規模・建物の向きは不明である。ＳＢ20建物跡に先行する建物跡であることは明らかであるが，性格は不明である。

ＳＢ32建物跡は，据え方・根石１カ所が発見されたのみで，拡張していないため詳細は不明である。地山のローム層を方形に掘り，内部に花崗岩礫を詰めて根石とした礎石建物跡であるが，礎石は失われている。昭和48年度に調査した南北棟・東群建物跡３棟（ＳＢ01・02・03建物跡）の南に連なる位置にあたる。

２）ＳＢ22・23・24Ａ・Ｂ・25建物跡（第４図・図版６・７・８）

ＳＢ22建物跡（第５図・図版９）は，東西２間・5.4m×南北２間・5.4m，柱間2.7m（９尺）の正方形の建物で，中心にも柱が存在した痕跡がある。建物は南面するものとみて方位角は真東線上に乗る。この建物跡は掘立建物跡で，掘り方は１m×1.2m前後の隅丸長方形で，何れも柱の抜き取り穴が付いている。抜き取り穴は，北列は北側に，南列は南側に付き，その大きさは50cm×1.0mていどである。

ＳＢ23建物跡（第５図・図版９）は，ＳＢ22建物跡の掘り方の上に建設された建物跡で，規模は前者と共通の東西２間・5.40m×南北２間・5.40m，柱間2.70m（９尺）である。方位角も真東線上に乗り，南面するものとみられる。なお，建物の中心にも柱が存在した痕跡がある。この建物跡が前者と異る点は，礎石建物跡である点で，ＳＢ22建物跡の北１東３掘り方を断ち割った結果（図版14），ＳＢ22建物跡の柱を抜き取り，掘り方を埋めた後にＳＢ23建物跡の据え方を掘りくぼめ，根石を置いていることが明らかにされた。

ＳＢ24Ａ・Ｂ建物跡（第６図・図版７・８）は，掘立建物跡で，同一位置で同一規模の建て替えが行われ，ＳＢ24Ａ建物跡の後にＳＢ24Ｂ建物跡が建てられた。前者の掘り方は，後者の掘り方によってほぼ完全に食われているが，７カ所でＳＢ24Ａ建物跡の掘り方の一部が，僅かに残されている。ＳＢ24Ａ建物跡を検討する数値はないが，ＳＢ24Ｂ建物跡と全く同規格とみて差支えないと判断される。

ＳＢ24Ｂ建物跡の保存は良好である。掘り方の大きさは，平均1.60m×1.80mのやや長方形で，畦にかかる３カ所を除き12カ所の掘り方で柱の当りが検出されている。

建物の規模は，桁行５間・15.0m（50尺），梁間２間・6.0m（20尺）の東西棟である。柱間は3.0m（10尺）等間である。北１東５の掘り方を断ち割った結果，（図版13），地山表面からの深さ約70cmで，黒・黄色互層の埋め土が６枚あり，柱の太さは径35cmである。建物の方位角は，真東線から１度０分南にふれる。

ＳＢ25建物跡（第６図・図版７・８）は，桁行５間・15.0m（50尺），梁間１間・1.80m（６尺）

で，柱間は桁行で10尺，梁間で6尺である。建物の方位角はほぼ真東線上に乗る東西棟である。この建物の掘り方は，一辺60cmていどの方形で，柱位置が8カ所で確認できる。柱の径は平均20cmである。

3）建物群の前後関係

SB22・23・24A・24B・25建物跡の前後関係を述べると次の通りである。

5棟のうち最初に建てられたのはSB22掘立建物跡で，2間×2間の規模である。この建物の掘り方には抜き取り穴があり，掘立柱を抜き去った後掘り方を利用して据え方をくぼめ，根石を据えて礎石を置き，SB22建物跡と同規模のSB23礎石建物跡を建てている。根石は5カ所遺存している。

次いで，このSB23建物跡の据え方・根石を切ってSB24A掘立建物跡が建てられた。この掘り方は，僅かに痕跡をとどめる程度で，規模はSB24B建物跡と同一とみても誤りはない。

次にSB24A建物跡と同位置・同規模でSB24B建物跡が建てられた。この遺構は保存が良好で，柱間寸法は正確に計測が可能である。即ち5間×2間の東西棟で，柱間寸法は10尺等間，廂の付かない官衙風の建物である。

最後にSB25掘立建物跡が，SB24B掘立建物跡の掘り方を切って建てられている。

精査段階で判断した5棟分5期の前後関係は，SB23礎石建物跡の北1東3据え方（SB22掘立建物跡北1東3掘り方）及びSB24B掘立建物跡の北1東5掘り方（SB24A掘立建物跡北1東5掘り方）の断ち割りの結果と一致する。

4）SB31・33建物跡（第7図・図版18～21）

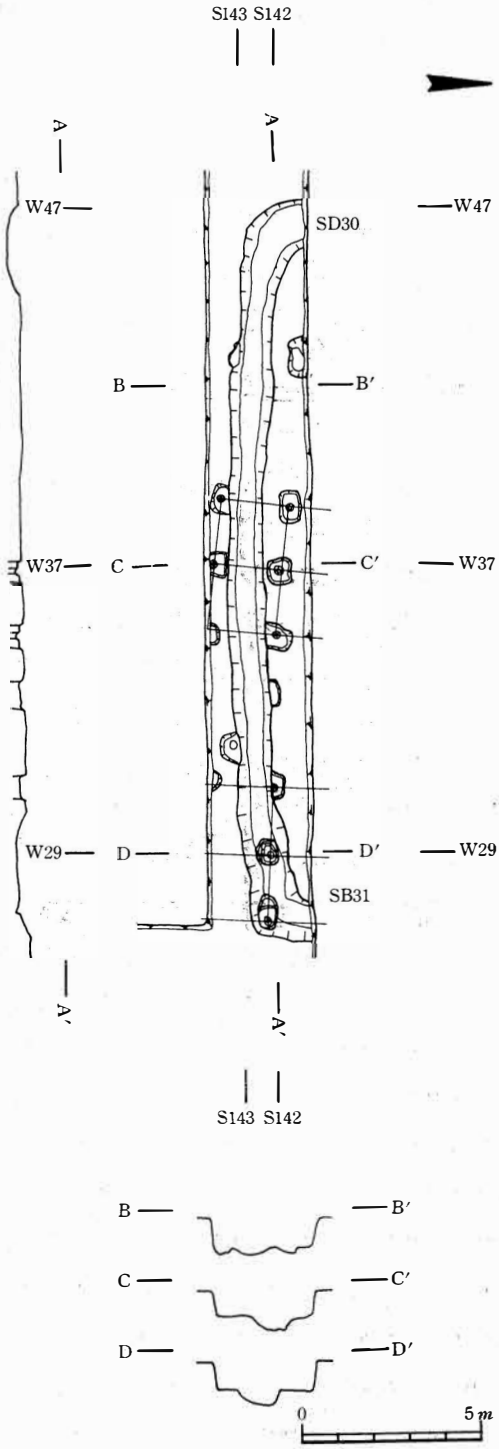

第7図　SD30小溝跡　SB31・33建物跡

この2棟の建物跡は，ＳＤ30小溝を掘り上げ中に発見したもので，溝跡と建物跡の前後関係については明確でない。

ＳＢ31建物跡（第7図・図版20）は，掘り方4カ所が発見されたのみである。幅3mのＦＭライン・トレンチにかかる極く一部に過ぎないが，東西2間・3.60m（12尺）×南北1間・1.80m（6尺）以上で，掘立の南北棟かと思われる。柱間は1間・1.80m（6尺）である。掘り方は60cm×80cmの長方形で，柱位置がわかる。柱の径は25cm平均である。方位角は4度0分東にふれる。

ＳＢ33建物跡（第7図・図版21）は，ＳＢ31建物跡の西に連なる位置にあり，掘り方6カ所が検出されている。規格はＳＢ31建物跡と全く一致する。つまり，東西2間・3.60m（12尺）×南北1間・1.80m（6尺）以上で，掘立の南北棟かと思われる。柱間は1間・1.80m（6尺）である。掘り方・柱の太さもＳＢ31建物跡と共通であり，両建物跡の東西の柱通りは一線上にあり，柱間も1間1.80m（6尺）と一致するところから，あるいは両者は一つの掘立建物跡である可能性もある。その場合は，身舎・廂から成る東西棟になる。発掘部分が狭少で，建物平面の大部分は調査区域外であるから，これだけで建物の規模・性格は判断できない。

ＳＢ26建物跡（第8図・図版23・24）

ＦＭライン・トレンチ西端で発見された遺構である。真北・真東に設定した調査基準線に乗る礎石建物跡で，掘り込み地業上に据え方を楕円形に掘りくぼめ，内部に花崗岩の割り石を詰めて根石としたものが，南北に並んで3カ所検出されている。即ち東1柱列3カ所以外は調査地区外となる。

建物の規模は，南北2間・4.80m（16尺），東西は不明である。柱間は，1間2.40m（8尺）である。掘り込み地業の規模は，南北7.80m，東西は不明である。整地層に掘り込んでいるため周りを掘り下げたので，一見基壇状に見えるが，断ち割った結果掘り込みの断面は底からの立ち上がりが外に開くので，基壇状版築ではなく掘り込み地業であることは明らかである。版築は厚さ40cmで，黄・黒色土が互層で10枚ある。なお，調査中の掘り過ぎで版築土2枚を削っているので，計12枚となる。根石に用いた花崗岩割り石が，掘り込み地業上面に散乱しているのは，昭和28年の耕地整理によるものであろう。根石の状況から，耕地整理の際は礎石が除去されたのみで，版築土そのものはそれ程削除されていないようである。

なお，この建物跡のすぐ西側に並ぶ位置に前年検出されたＳＢ10礎石建物跡との関係であるが，ＳＢ26建物跡が方2間とみた場合は，両者の間隔は約11.0mで，ＳＢ11礎石建物跡・ＳＢ10礎石建物跡・ＳＢ26礎石建物跡の3者は，東西に約11.0m等間で並列することになる。

ＳＢ35建物跡（第8図・図版26）は，掘り方一カ所が検出されたのみで拡張していない。掘り方は1.70m×1.30mの楕円形で，柱位置も明らかである。ローム層の地山に掘り方を掘り，埋め土の上層には多量の瓦片が入っており，当初瓦溜めかと見られた。この建物跡は，掘り方の大きさからみて，ＳＢ24Ａ・Ｂ掘立建物跡と同程度のものであろうとみられる。

5）その他の遺構

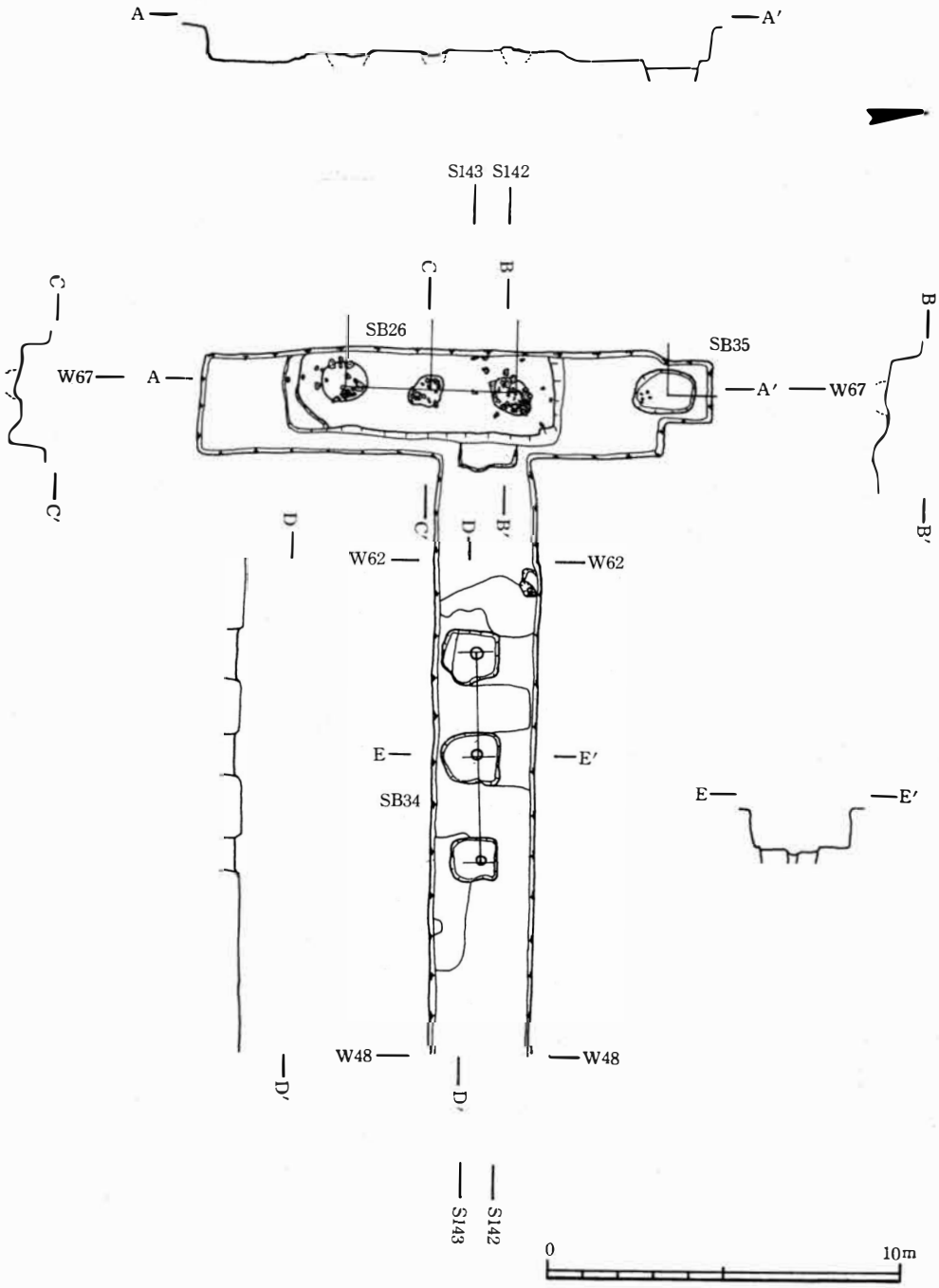

第8図　　SB26・34・35建物跡

ＦＭライン・トレンチのちちＳＢ20建物跡とＳＤ28大溝跡の間で，方形ピット数個が発見されているが，建物にはまとまらない。

ＳＢ34建物跡付近で，南北に平行する幅2.0ｍで数条の黒土の落ち込みがあるが，発掘区が狭いため性格は不明である。

第２節　溝　　跡

１）ＳＤ29小溝跡（第４図・図版15）

ＦＭライントレンチ（Ｓ141～144）内のW23から東群建物跡の西端を南北に延び，Ｓ149から西に屈曲してW27まで検出され，さらに西に延びていく小溝である。また屈曲部から曲らずに南に延びる小溝も検出され，これは屈曲する溝に切られている。これらの２つの小溝を総称してＳＤ29とする。本遺構はＳＢ24建物跡に切られている。

幅は東溝で70～75cm，南溝で55～60cm，南に延びる小溝は45～50cmで，完掘しない為に深さは不明である。

軸線はＮ—8°—Ｅで，ＳＢ31・33建物跡の主軸方向に近いことから，この建物に伴う雨落溝と考えられる。

ＳＢ31建物跡の東端掘立柱からＳＤ29小溝跡までの距離をＳＢ31・33建物跡の南側にあてはめれば，ＦＭライントレンチ南壁際に検出されたＳＢ31・33の掘立柱列がこれらの建物跡の南端の柱列と考えられる。

ＳＤ30小溝跡（第７図・図版16・17）

ＦＭライントレンチ（Ｓ141～144）内のW27からW47にかけて細長い「コ」の字状に検出された小溝で，何らかの建造物に伴う遺構と考えられる。全体の形状は方形になると考えられ，今回検出した部分はその南東コーナーから南西コーナーまでで，南辺は直線ではなく幾分外側に張り出している。

コーナーからコーナーまでの長さは中心～中心で20ｍ，幅は上端で1.0ｍ～1.20ｍ，下端で50cm～60cm，深さは40cmから60cmで断面は逆台形を呈する。東西両コーナーはほぼ直角に屈曲して，それぞれ北に延びている。

溝内堆積土中及び上面からは軒平瓦を含む多量の平瓦片や２種類の複弁蓮華文軒丸瓦，及び土師器，須恵器破片が出土し，ＦＭ65からは円面硯の破片も出土している。溝内埋土は大別して２層で暗褐色・黒褐色土である。

南東コーナーの埋土上面には破壊され動かされた礎石塊が検出されている。本遺構はＳＢ31・33の掘立柱建物跡を切っている。

２）ＳＤ13・27・28大溝跡（第９・10図・図版27～34）

東西大溝ＳＤ13（第９・10図・図版27）ではＥＯの位置で３ｍ・南北大溝ＳＤ28（第９・10図・図版28～31）ではＳ142・150・171の位置でそれぞれ３ｍずつ，さらにＳＤ13とＳＤ28の屈曲部で

5m，ＳＤ13とＳＤ27の屈曲部で９m，計５ケ所を・26mを掘り上げた・ＥＯの位置の大溝跡は，西壁で上幅3.6m，底幅1.0mで，現地表面と地山からの深さはそれぞれ1.95m，1.35mであり，底は前年と同様に平で逆台形状の断面を呈し，肩部から上は，やや開いている。Ｓ171の位置の大溝跡，ＳＤ28（第９・10図・図版28～31）は，南壁で上幅3.8m，底幅1.2mで，深さは現地表面から2.52m，地山から1.8mで，底の形状はＳＤ13と同様である。Ｓ150の位置では，上幅3.4m，底幅1.2mであるが深さは完掘できなかったため不明である。さらにＳ143の位置の大溝跡ＳＤ28（第９・10図・図版28～31）は，他の部分と異なり掘り方が二時期に行われた様相を示している。西側が，北壁で上幅1.5m，底幅0.9mで，深さは現地表面から1.2m，地山から0.5m，東側が上幅1.9m，底幅0.8m，深さは現地表面から1.45m，地山から0.7mである。次にＳＤ27大溝跡（第９・10図・図版32～34）は，上幅２m，底幅0.7m，深さは現地表面から1.74m，地山から0.98mで，Ｅ42の位置でゆるやかに北へ屈曲し，真北線上にある農道下に入っている。ＳＤ13・ＳＤ28大溝跡の屈曲部（第９図・図版29）は，外側肩部だけの検出であるが直角に曲らず，ゆるやかなカーブを画き，やや東にふれる様相を示している。大溝跡の堆積上は，大きく分けて４～５層認められ，底部につれて小礫を含み粘性の強い黒褐色土の堆積がみられる。ただＳ143の位置では，他と比べて礫の量が非常に多い。大溝跡からの出土遺物は，ＳＤ13・27・28大溝跡とも平瓦片が大部分を占め，他に土師・須恵器

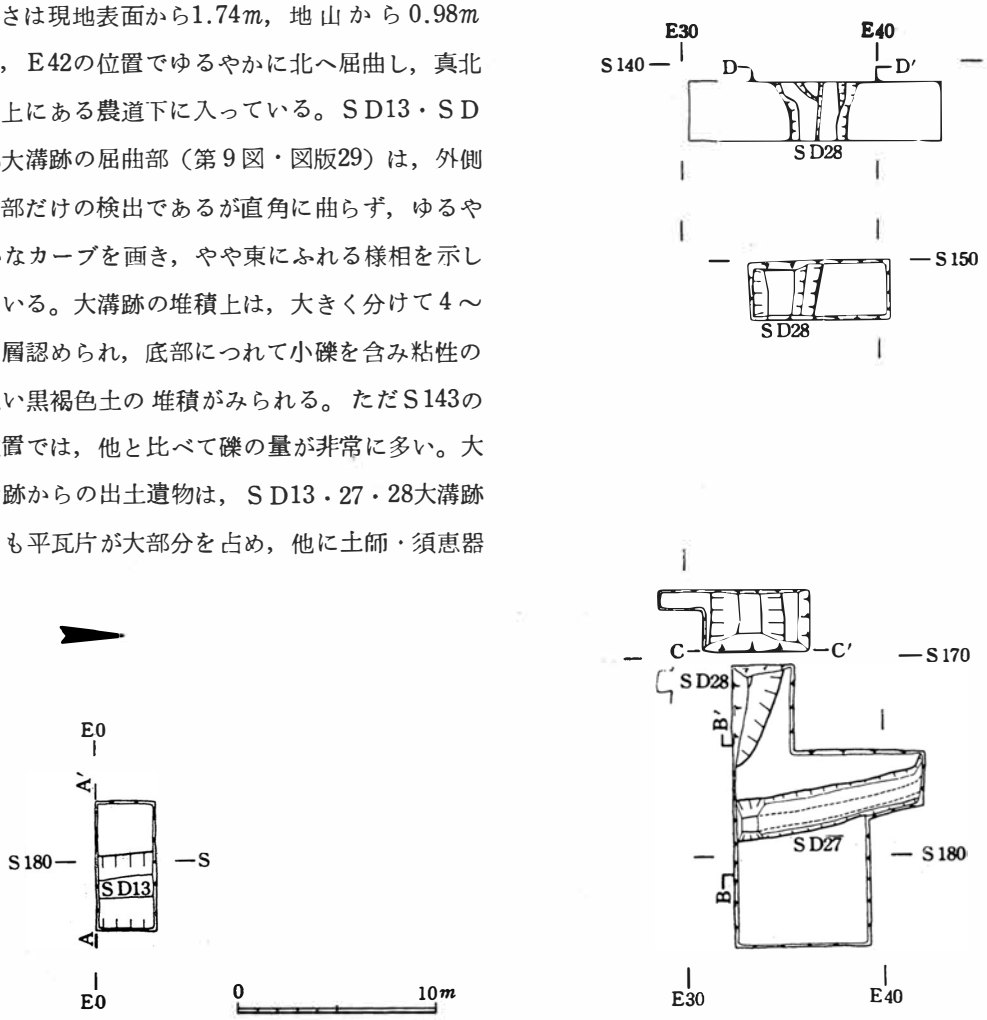

第９図　　ＳＤ13・27・28大溝跡

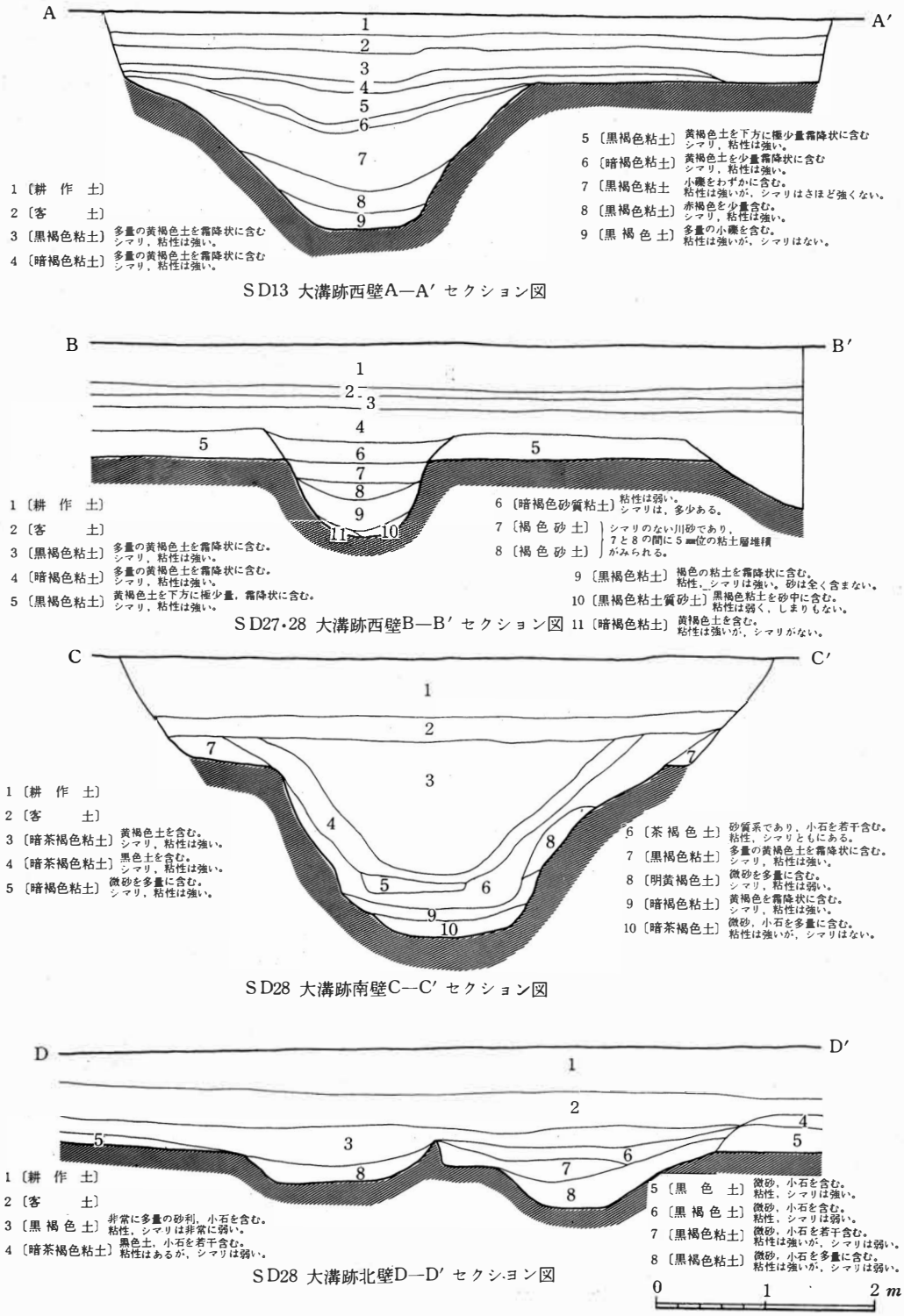

第10図　　SD13・27・28大溝跡断面図

の小破片が含まれている。そのうちで，ＳＤ13大溝跡の肩部より内面黒色処理の土師器杯（国分寺下層式）がほぼ完形で出土している。大溝跡の深さは，Ｓ171の位置が最も深く，北につれて浅くなっている。またＳＤ13は，東へ傾斜しているが，ＳＤ27大溝跡で浅くなっている。このことから，ＳＤ13・28大溝跡の屈曲部（南東コーナー）が最も深くなると考えられる。従って，この部分に湛水したものを排水のため，小規模なＳＤ27をもって東方へ導いたものと解される。

第３節　Sl 36竪穴住居址（第11図・図版35・36）

大溝の南西コーナーから約３町目にあたるＳ180地点で検出されたものである。住居址の西半分は，側溝および畦になっているため全容を把握することができなかった。主軸は真北より約80°西へ扇している。プランは，東辺6.2*m*，南辺・北辺は計測可能な範囲でそれぞれ4.7*m*，3.3*m*であり，ほぼ方形を呈するものと考えられる。覆土の堆積状態は20*cm*大の石が多量に混入し，人為的様相を強く示している。壁は平均して20～25*cm*を計り，ほぼ垂直である。また壁沿いには，Ｕ字状を呈した幅20～25*cm*，深さ５*cm*程の溝がめぐっている。床面は地山面をたたき上げたもので，貼床などの施設は認められなかった。かまどは，北壁に構築されている。右袖部は崩壊しており，復元計測値は長さ約70*cm*，幅約30*cm*である。右袖以外は，側溝の下であり詳細は不明である。貯蔵穴は，径80*cm*×50*cm*，深さ10*cm*でかまどの右側に設けられている。さらに住居のほぼ中央部には，径50*cm*×30*cm*の炉跡が検出された。床面におけるピットは，計27個検出されたが柱穴としてとらえられるものはなかった。遺物は，貯蔵穴，かまど付近に集中しており，土師器壺，甕，杯がそれぞれ１・２・４個体分出土している。

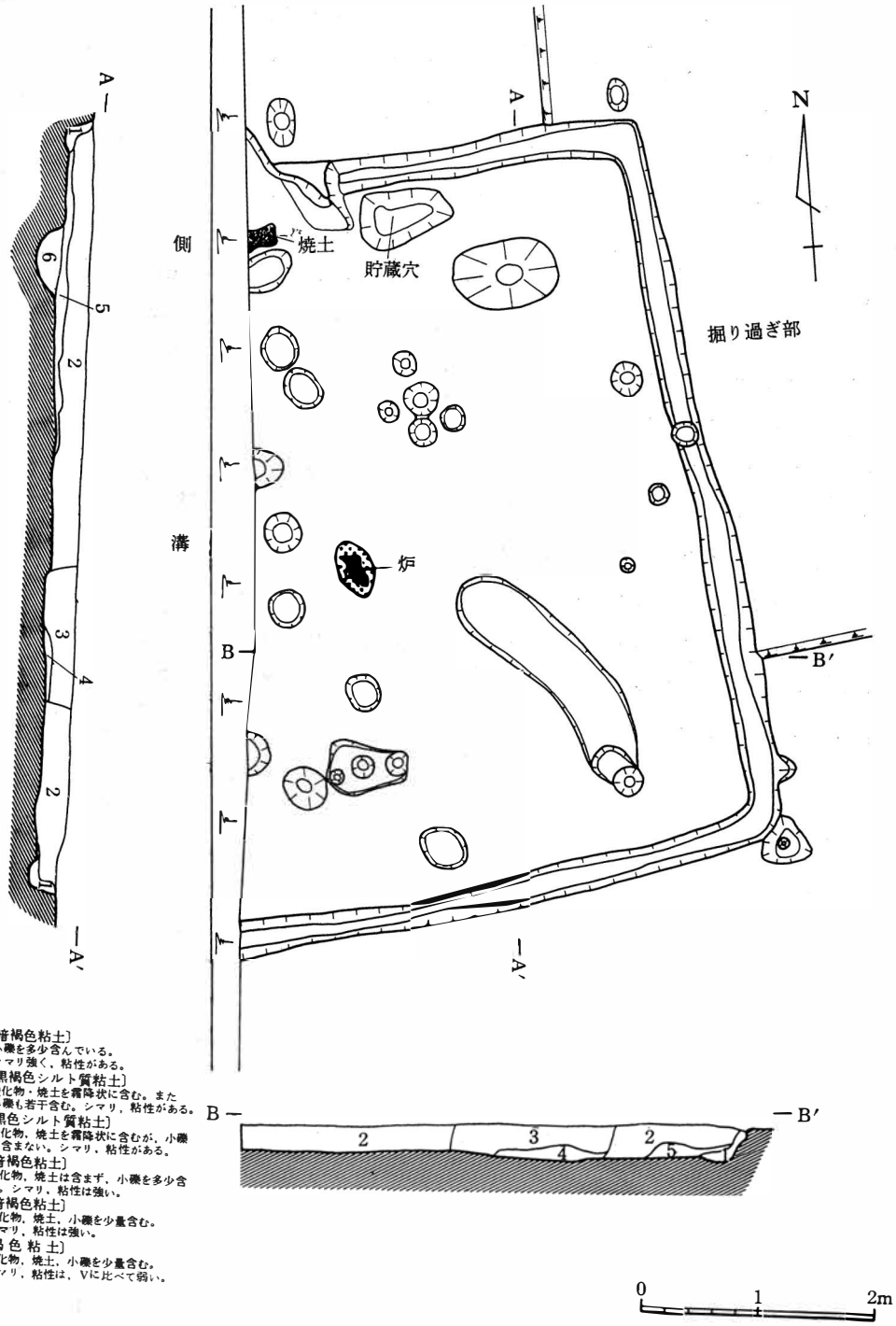

1 〔暗褐色粘土〕
小礫を多少含んでいる。
シマリ強く，粘性がある。

2 〔黒褐色シルト質粘土〕
炭化物・焼土を霜降状に含む。また小礫も若干含む。シマリ，粘性がある。

3 〔黒色シルト質粘土〕
炭化物，焼土を霜降状に含むが，小礫は含まない。シマリ，粘性がある。

4 〔暗褐色粘土〕
炭化物，焼土は含まず，小礫を多少含む。シマリ，粘性は強い。

5 〔暗褐色粘土〕
炭化物，焼土，小礫を少量含む。
シマリ，粘性は強い。

6 〔褐色粘土〕
炭化物，焼土，小礫を少量含む。
シマリ，粘性は，Vに比べて弱い。

第11図　　ＳＩ36竪穴住居跡

第3章　出　土　遺　物

第1節　瓦

軒丸瓦，軒平瓦，丸瓦，平瓦，隅瓦など各種の瓦が出土したが，いずれも破片である。全体的にみて，二次的に火を受けたのが，圧倒的に多い点が注目される。瓦の出土層位又は遺構と瓦の種類，量の関係を表示すると次のようになる。次に各種の瓦の特徴をこれまで刊行された調査概報の分類

古　瓦　出　土　量　表

	軒平瓦	軒丸瓦		平瓦					丸瓦	隅瓦		不明
	第一類	第一類	第二類	第一類	第二類	第三類	第五類	第六類		第三類	第五類	
第Ⅱ層					2(2)	(1)		11	1	(2)		6
第Ⅲ層	(11)	(4)	1(6)	2(8)	19(4)	27(121)	4	17	12(105)		1	134
第Ⅳ層	(3)			(9)		2(12)		1	(6)			23
SB24B				10(5)	3	1(23)		1	5(22)			36
SD28				1	1				4			
SD29					1	(1)			6(1)			2
SD30	(3)		1	1	2	9(23)			7(6)			9
SB35	5(3)					(9)			2(9)			2
計	25	4	8	36	34	229	4	20	186	2	1	212
											計	761

（　）内の数値は焼け瓦の量を示す。

に従って記述する。

軒丸瓦

軒丸瓦第一類が包含層第Ⅲ層より4点出土している。すべての破片が火を受けている。この軒丸瓦は（1＋6）個の蓮子を有する六葉の複弁蓮花文軒丸瓦で，現存する完形品では径18.5cmを計る。文様の上で特徴は各弁の間にY字形の間弁を有し，内行斜面の周縁帯にX字状の交叉隆線を廻らす点にある。丸瓦と瓦当の接合時に丸瓦広端部凹面にヘラキズを付するものもある。

軒丸瓦第二類は包含層第3層とSD30溝埋まり土より8点出土しており，そのうち6点は火を受けている。瓦当文様の構成は第一類と同様であるが，全径及び中房形がいく分小さく周縁帯の鋸歯文も幾分小さめである。

軒平瓦

これまでの調査や採集品には第一類のロクロ挽き重弧文軒平瓦と第二類の筆描き重弧文軒平瓦の2種が知られているが，今回の出土品は前者に限られる。包含層第Ⅲ・Ⅳ層，SD30埋まり土，SB35建物跡柱穴埋め土より出土し，大部分が焼けている。平瓦第三類を使用するものが多い。瓦当

文様はロクロ挽きの三重弧文で，技法的には粘土板桶巻三枚作りによっている。顎部の平瓦広径端部への接合に際しては平瓦部凸面にヘラキズを入れるものと，入れないものがある。ヘラキズの入れ方は縦の沈線を描くものや，横の平行沈線を描くもの，山形文の沈線を描くものの各種が確認できたが，それが平瓦の類別と符合するか否かははっきりしない。

平瓦

布目痕が平瓦の凹凸面のいずれに残るか（模骨と布目の関係）や叩きしめ後の調整のあり方で次の五類に分類できる。これまでの第4類は出土していないので省く。

第一類平瓦は凹面に布目痕を残し，凸面をロクロ利用のナデもしくはヘラケズリ成形している。凹面の布目痕に切られて横走する糸切痕や2.5cm巾の枠板を凹凸交互に連結した模骨痕を残す。粘土板桶巻三枚作りである。

第二類は第一類とは逆に凸面に布目を残し凹面にロクロ利用の回転ヘラケズリをする。凸面には平均2.5cmの枠板痕を連結した模骨痕を残す。中には凸面を一部縦方向にヘラケズリするものもある。粘土板桶巻4枚作りである。

第三類は第一類と大部分の点で一致するが，凸面にロクロ成形がなく，不定方向のナデや縦方向のヘラケズリをする。今回出土した中で最も出土量が多い。粘土板桶巻3枚作りである。

第五類は凸面に縄目，凹面に布目を残す。凹面に模骨痕がなく，側端面が垂直であることより一枚作りと思われる。珠文縁鋸歯文軒平瓦に伴なうものと推定される。

第六類は凹凸両面を磨消したものである。

今回の出土の平瓦については次の点が注目される。

(1)上記の平瓦のうち，第三類が圧倒的に多いが，第Ⅰ，第Ⅱ，第Ⅲ類には焼瓦が非常に多い。それに対し，第五類，第六類では焼瓦が全く認められず，大きく二つのグループに分れる。後者のグループは前者のグループが焼けた後の修復瓦である可能性が強い。

(2)包含層第Ⅲ層より出土した第三類の中に一点ヘラ描き文字瓦がある。磨消した凸面に「…里」と縦に薄くかいている。里の上部は欠けている。本遺跡で2点目の文字瓦であり，造瓦経営の一端を知る資料として重要である。

丸瓦

玉縁付丸瓦と行基葺丸瓦の2種がある。すべて小破片である。凸面をロクロヘラケズリする。凹面には布目に切られる糸切痕があり，粘土板2枚作りである。圧倒的に焼け瓦が多い。

隅瓦

第Ⅲ類平瓦と第五類平瓦の一隅を切りとった隅瓦が包含層Ⅱ・Ⅲ層より出土している。

第2節　土器・その他

1）土師器・須恵器

遺構関係のものを中心に述べる。

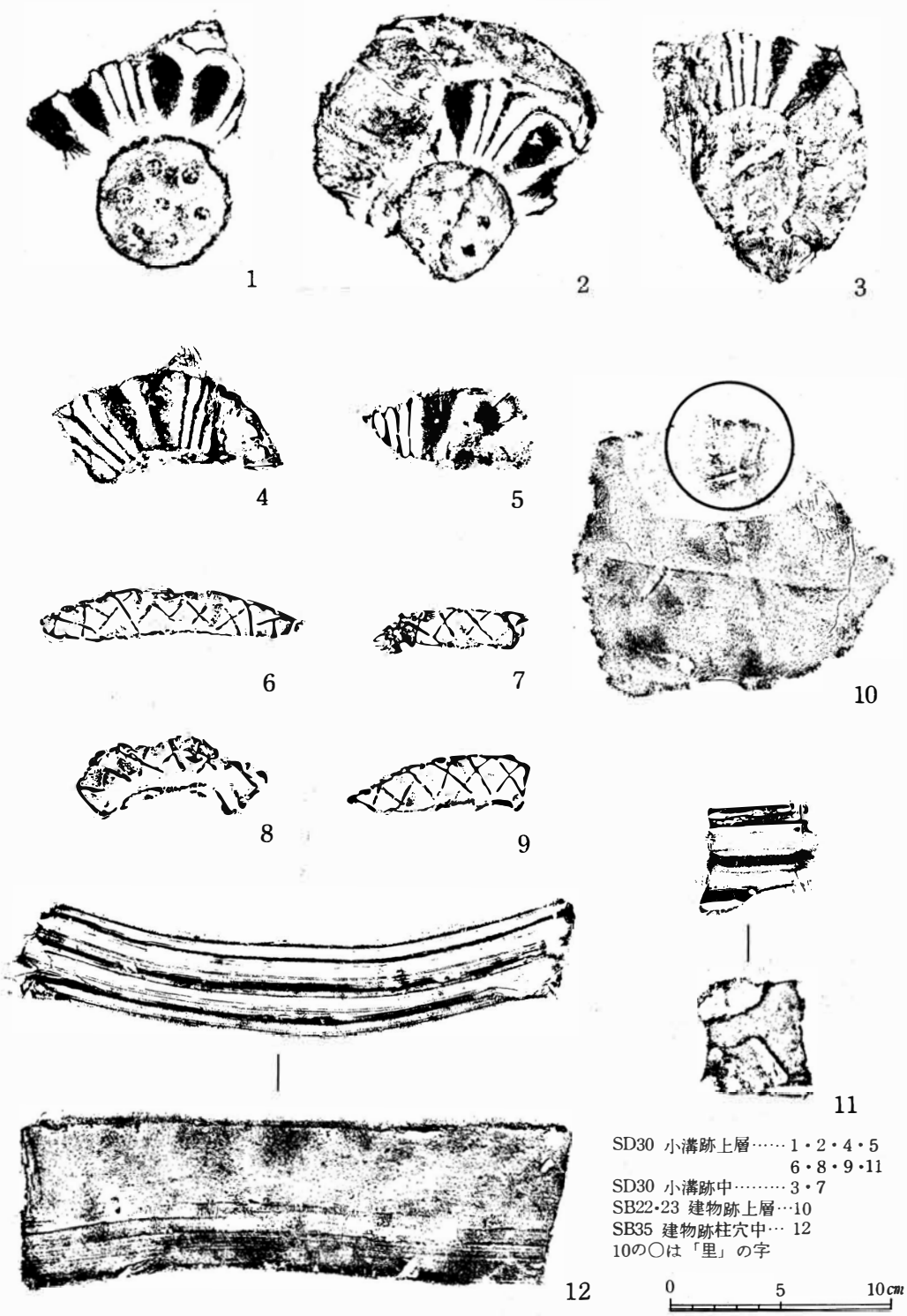
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
SD30 小溝跡上層……1・2・4・5
6・8・9・11
SD30 小溝跡中……3・7
SB22・23 建物跡上層…10
SB35 建物跡柱穴中… 12
10の○は「里」の字
0
5
10cm

第12図　出土瓦拓本

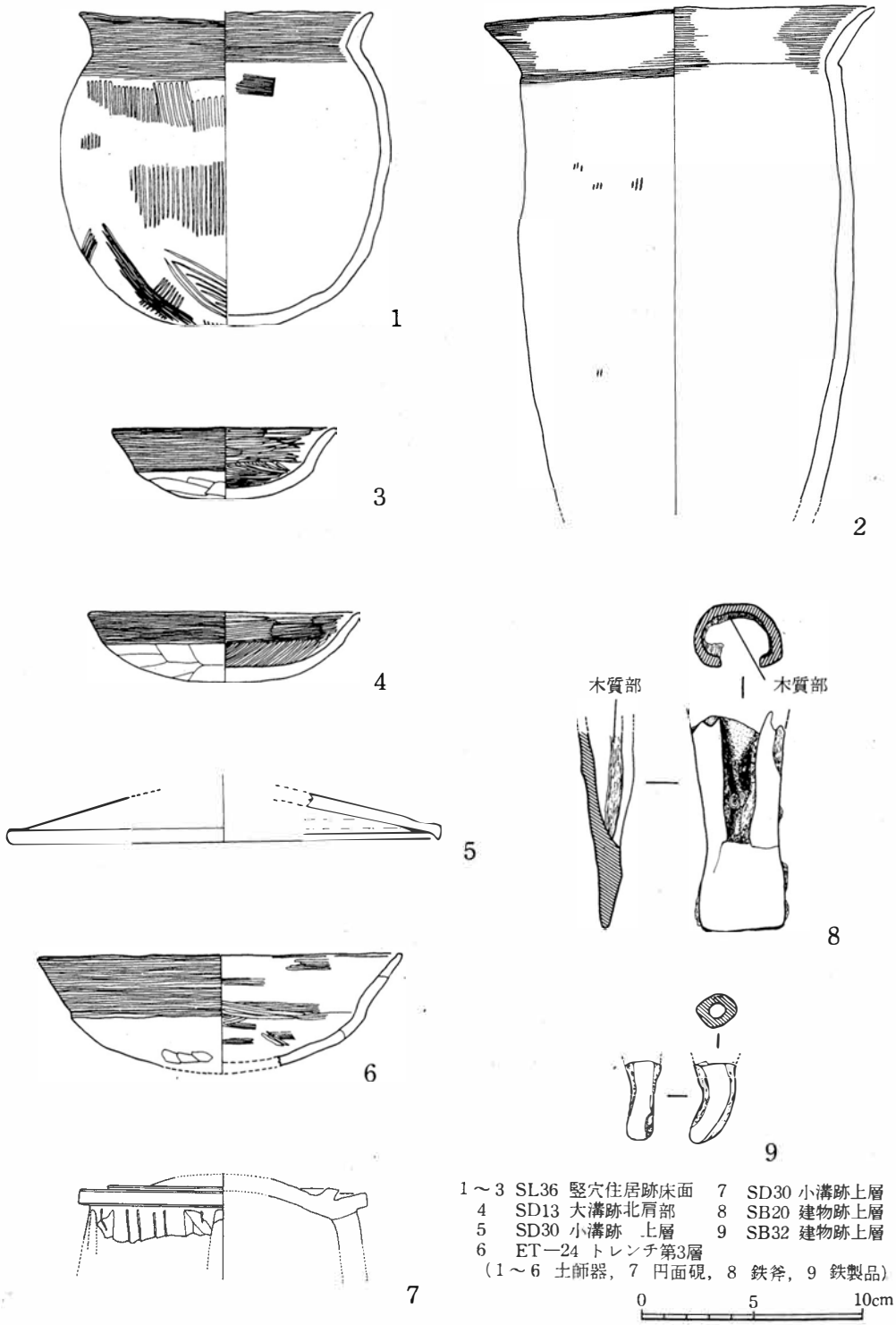

1～3 SL36 竪穴住居跡床面　7 SD30 小溝跡上層
4 SD13 大溝跡北肩部　8 SB20 建物跡上層
5 SD30 小溝跡 上層　9 SB32 建物跡上層
6 ET—24 トレンチ第3層
（1～6 土師器，7 円面硯，8 鉄斧，9 鉄製品）

第13図　遺 物 実 測 図

○　ＳＩ36竪穴住居址出土遺物

土師器は，壺・甕・杯が出土しているが，床面上で復元可能なものについて述べることにする。

土師器壺（第13図の１・図版43)。かまど石袖部より出土したもので，口径13.1㎝，高さ13.9㎝，最大径は胴部中央で14.6㎝を計る。底部は平底風丸底の形状を呈する。胎土は砂が殆んど含まれず，よく精製されている。焼成は良好であり，器厚は薄手である。外面中央部での剝離がかなり認められるが，体部より底部に到るまで刷毛目調整が施されている。また，口縁部より頸部にかけて内外面とも横ナデ調整，さらに内面体部には指ナデが施されている。

土師器甕（第13図の２・図版43)。かまど付近床面より出土したものであるが欠損しており，残存度は約⅕である。

復元した計測値は，口径17.2㎝，残存器高22㎝，底部は欠損している。頸部に段を有し，口縁部はくの字状に外反する形状を呈する。胎土は粗砂を多量に含んでおり，また焼成は悪い。体部は非常に荒れており，剝離が顕著である。口縁部内外面は，横ナデ調整が施されている。体部は外面にわずかに刷毛目調整が認められるが，内面は全体が剝離しており不明である。

土師器杯（第13図の３・図版43)。貯蔵穴中に埋没していたもので，口径10㎝・高さ3.2㎝の比較的小さな杯である。体部はくびれて段がつき，段から上が外傾する。底部は丸底状である。内面には黒色処理が施されている。胎土・焼成とも良好である。口縁部は内外面に横ナデ調整，体部は外面にヘラケズリ，内面にヘラミガキ，底部は外面にヘラケズリ，内面にヘラミガキがそれぞれ施されている。

ＳＩ36竪穴住居址からは，このほかに土師器甕・杯の小破片が数10点，須恵器甕片１点が出土している。

○　ＳＤ13大溝跡出土遺物

遺物は平瓦片，土師・須恵器片であるが，量が少く，その殆どが小破片である。そのなかで，北側肩部より，土師器杯（第13図の４・図版43）がほぼ完形で出土している。口径12.1㎝，高さ3.1㎝を計り，体部はくびれて，わずかに段が認められ段から上が外傾している。底部は平底風丸底である。内面は黒色処理が施されている。胎土は微砂をわずかに含んでいるが良好である。また，焼成も良好である。

口縁部は外面に横ナデ調整，内面にヘラミガキが施されている。体部は外面に荒いヘラケズリ，内面にヘラミガキがそれぞれ施されている。

○　ＳＤ30小溝跡出土遺物

遺物は，ほかの遺構に比べて量が多い。土師器が大部分を占めているが，そのほとんどが小破片である。杯には，有段のものが認められる。また，台付杯や甕の破片も出土している。復元可能なものとしては，土師器蓋（第13図の５・図版43）がある。小溝上層より出土したもので，約⅙の破片であるが，復元計測すると径19.4㎝，厚さ0.6㎝である。内外面とも黒色処理が施されている。

器形は，やや直線的に口縁部に到り，口唇部でややふくらみをもち，そのまま垂直におちて内面に移る。口唇部内面は，やや角ばった形状で，すぐ受け身の部分に入る。受け身には，浅い凹がなされている。

○　ＳＢ35・36建物跡出土遺物

ＳＢ35建物跡においては，土師器が若干出土している。小破片であるが杯には内面黒色処理で段をなすもの，回転ヘラ切りのものが認められる。そのほか台付杯，甕がある。

ＳＢ36建物跡においても，土師器が若干出土しており，同じく杯・台付杯・甕などがある。杯には回転糸切りが，台付杯には内面黒色処理のものが認められる。そのほかの建物跡においても，土師器，須恵器の破片が出土しているが，復元不可能なものばかりである。

また，遺構とは無関係であるが，ほぼ３町めにあたる部分に設定したトレンチより，復元可能な土師器杯１点（第13図の６）が出土している。

底部は，すでに欠損していたが，口径16.2*cm*，推定高さは，約５*cm*ほどになると思われる。体部はくびれて段がつき，段から上が外傾している。底部は，丸底になると思われる。内面は黒色処理が施されている。胎土は石英の細砂を若干含むが良く精製されている。焼成は良好であり，成形は巻上げである。口縁部は，外面に横ナデ調整，内面にヘラミガキが施されている。体部は外面にヘラケズリ，内面にヘラミガキが施されている。

須恵器については遺構関係のものを中心に述べる。

○　ＳＢ24掘立建物跡出土遺物

東２南１柱穴埋土内より甕片，西１北１柱穴埋土内より杯の口縁部片と底部片，中世陶器片が出土している。

○　ＳＢ25掘立建物跡出土遺物

東２北１柱穴埋土内より甕頸部片

○　ＳＢ35掘立建物跡出土遺物

柱穴埋土内より壺とみられる高台付底部片，杯片，甕頸部片などが出土している。

○　ＳＤ29・30溝跡出土遺物

溝内埋土より甕片が出土しており，ＳＤ30からは瓦片とともに比較的多量に出土している。

竪穴住居址出土の土師器をのぞけば，須恵器の出土量は土師器よりも多いが，いづれも破片で遺構と関連のあるものは上述したものだけである。遺物の出土状況を通観すれば，東建物群内は比較的少なく，ＳＤ30を検出したＦＭ59からＦＭ65まで，ＳＢ34の掘立柱を検出したＦＭ67からＦＭ69までの間にかなり集中して出土している。またＳＢ35の掘立柱内からも比較的多量に出土している。

破片より観取されうる器形は甕，長頸壺・杯・蓋などであり，甕片が一番多い。甕片の外面は平行叩目文，内面は青海波叩目文が多くみられる。長頸壺は頸部と底部の破片がＦＮ72，ＦＭ69，ＦＭ41，ＥＴ38の４地点から出土しており，少くても４個体分は認めうる。杯はＦＮ72，ＦＭ57の２

地点から出土しているが，調整技法その他は不明である。蓋はＳＤ13の東南コーナー付近より出土した周縁部の１片のみであるが，蓋内面にかえりがあるものである。

２）円面硯（第13図の７・図版43）

ＦＭ65より１点出土している。陸の１部と周縁部の⅙程度が残存しているのみで脚部は欠損して器高は不明である。外縁突出部の径は12.9cm，平縁でわずかに斜上方に向いている。内縁の突出外径は10.3cm，内径は9.3cmを計り，貼りつけてある。陸は周縁が低く中心にむかってしだいに高度を増している。海の部分が退化し，陸の周縁部が墨地となって海の役割をなしたものと思われ，その周縁部には付着した墨が観察される。脚部には破片両端に２つの窓が観察され，全体を復元すれば６つの窓を持っていたと考えられる。窓と窓の間には２本１単位で８本の刻線が縦につけられている。胎土は良好で焼成は堅緻，暗灰色を呈している。

３）中世陶器

はＳＢ24の西１北１の柱穴埋土内より破片１点，ＦＬ48より高台付底部破片１点，ＦＫ55とＦＭ51よりそれぞれ破片１点が出土している。ＦＮ52より中世の甕口縁部片が１点出土しているが，折り返し風の貼りつけ口唇を有するもので，口唇上端に１本のミゾを有する。

４）石製品

縄文時代の打製石斧（図版43）がＦＬ22より出土している。刃部最大幅10.6cm，柄部幅6.4cmで，基部欠損により全長は不明である。粘板岩製で585gを量る。他に砥石片１点が出土している。

５）古銭

ＦＭ70付近より出土したものであるが，細片のため，何であるかは不明である。

６）鉄斧（第13図の８）

ＳＢ20建物跡上層より，柄部が欠損した状態で出土した。残存全長9.6cm，刃部長さ４cm・幅3.6cm・厚さ先端部で0.3cm，基部で1.1cmを計る。刃部に比べて，柄部の長さが大である。なお，柄部の挿入部には，木質の残存が顕著である。

７）鉄製品（第13図の９）

ＳＢ32建物跡上層より出土したものである。先端部が丸味を帯び，やや太くなりながらＵ字状に曲ると思われる部分で折れている。断面は，中空である。残存全長3.5cm，径1.8cm×1.4cm，中空の径0.7cm×0.6cmを計る。残存形状より，「かすがい」の部類に属するものと考えられる。

第４章　考　　察

第１節　遺　　構

本年の発掘調査によって検出された遺構は，礎石を使用した建物跡４棟，掘立柱構造の建物跡９

棟，竪穴住居跡１棟，大溝跡２条，小溝跡２条などである。

１）建築遺構

本年発見した建築遺構は，礎石を有する構造の建物跡（ＳＢ20・23・26・32建物跡）と，掘立柱の構造の建物跡（ＳＢ21・22・24Ａ・24Ｂ・25・31・33・34・35建物跡）の２種類がある。このうちＳＢ20は，掘り込み地業のある礎石建物跡で，建物内部の各柱通りにも側柱列と同等規模の根石・据え方があるので，過去に調査したＳＢ06建物跡と同じ構造である。但し，柱間寸法が2.40m（８尺）等間である点が異る。掘り込み地業の有無及び礎石・掘立の別を無視すれば，４間×３間で柱間８尺の例は，ＳＢ10・11・07建物跡の３例がある。これらは，過去の報告で考察した如く，倉庫の遺構と考えられる（註１）。

ＳＢ23建物跡は，ＳＢ22掘立建物跡の掘り方を，あたかも坪地業のように利用して建てた礎石建物跡である。２間×２間，９尺等間で，中心にも柱があった痕跡がある。この規模の建物跡は，関和久遺跡では前例を見ないが，これまでに知られている礎石建物跡はすべて倉庫であったし，この遺構の西側で多量の焼米が検出されているので，用途は米を貯蔵した倉庫と考えられる。

ＳＢ26建物跡は，掘り込み地業のある礎石建物跡で，南北２間東西は不明である。しかし東西間数は２間である可能性が高い。それは，前年調査したＳＢ10礎石建物跡との間隔を検討すると，東西２間以上はとれないからである。即ち，並列する礎石建物間の距離は，ＳＢ01～03・ＳＢ06～05・ＳＢ11～10建物間で，ほぼ11.0mの間隔に保たれている。ＳＢ26建物跡とＳＢ10建物跡の間隔を11.0mとするためには，ＳＢ26建物跡の東西は２間を出ることはできない。従って，この建物跡の規模は，桁行２間・4.8m（16尺），梁間２間・4.8m（16尺）で，柱間は2.4m（８尺）等間と想定される。掘り込み地業を有するこの規模の建物跡は，関和久遺跡の過去の調査では知られていない。

掘立柱の構造をとる建物跡は，倉庫である方２間の規模をもつＳＢ22建物跡・規模の明確でないＳＢ31・33・34・35建物跡を除くと，何れも長方形の平面をもち，建物内部の柱通りに柱のあった痕跡がみられないので，切妻造りの屋根をもった土間の建物の遺構と考えられる。これらの建物跡は，過去の調査で発見されている官衙建物跡と同じものである（註２）。

今までの調査では知られていない新たな規模・構造の建物跡としてＳＢ23建物跡がある。これは，２間・5.4m（18尺）×２間・5.4m（18尺）で，柱間９尺（2.7m）等間である。建物の中心にも柱のあった痕跡があるので，倉庫と考えられる。同じく前例のないものとしてＳＢ25建物跡がある。これは，桁行５間・15.0m（50尺）×梁間１間・1.8m（６尺）の狭長な建物跡で，用途は不明である。以上のことから，関和久遺跡においては，有礎倉庫・掘立倉庫・掘立官衙建物の３種の建物群で構成されることが明らかとなっている。

倉庫跡については，ＳＢ20倉庫跡が桁行４間・9.6m（32尺）×梁間３間・7.2m（24尺）で，柱間寸法は８尺等間である。ＳＢ22・23倉庫跡は，掘立・礎石の構造の違いはあるが，同位置・同規

模の建て替えであり，共に桁行２間・5.4m（18尺），梁間２間・5.4m（18尺），柱間９尺（2.7m）である。ＳＢ26建物跡は，掘り込み地業をもつ礎石建物跡であり，11.0m間隔で３者並列するＳＢ10・11建物跡が倉庫であることと，この建物跡の西方10m付近に多量の焼米層のあったことから，米を貯蔵する倉庫であったとみることができる。規模は，２間・4.8m（16尺）×２間・4.8m（16尺），柱間８尺（2.4m）と推定される。

これまでの調査で判明している関和久遺跡に於ける礎石建物跡は，次の如く分類することが可能である。（規模不明のものは除く）

		桁・梁	柱　間	例
礎石建物	掘り込み地業のある建物	４間×３間	９尺×９尺	３棟
		４間×４間	８尺×７尺	１棟
		４間×３間	８尺×８尺	２棟
		４間×３間	７尺×７尺	１棟
		２間×２間	９尺×９尺	１棟
	掘り込み地業のない建物	４間×３間	８尺×８尺	２棟
		２間×２間	９尺×９尺	１棟

掘立構造のものも含めて倉庫13棟中，９棟が４間×３間で，この規模の倉庫が主流を占めることは明らかである。

以上の倉庫群の配置を検討すると，何れも単独で配置されることなく，規模・構造の異る倉庫２～３棟ずつセットで配置され，その間隔は約11.0mに保たれている。

次に，本年発掘した掘立柱の構造の建物跡については，９棟のうち規模の判明するのはＳＢ22・24Ａ・24Ｂ・25の４棟にすぎない。

このうちＳＢ22建物跡は倉庫と認められる。ＳＢ24Ａ・Ｂ建物跡は，同位置・同規模の建て替えによる２棟の官衙建物で，桁行５間，15.0m（50尺），梁間２間・6.0m（20尺），柱間は10尺（3.0m）等間の廂の付かない東西棟である。これと同規模の建物跡は，これまでの調査で３棟確認（ＳＢ04Ａ・04Ｂ・08）され，更に２棟（ＳＢ09・15）が同規模と推定されており，何れも官衙建物と判断されている。これまでの関和久遺跡に於ける掘立建物跡を分類すると次のようになる。

		桁・梁	柱　間	例
掘立建物	倉庫建物	４間×３間	８尺×８尺	１棟
		２間×２間	９尺×９尺	１棟
	官衙建物	５間×２間	10尺×10尺	５棟
		５間×１間	10尺×６尺	１棟

５間×２間，柱間10尺の建物は，ＳＢ09・15建物跡も加えることが可能とみて，計７棟を数える。これらの建物群は，倉庫の並ぶ列と平行して南大溝との中間に一列に配置され，その用途は倉庫群とは異ることが既に考察されている（註３）。しかし，本年の調査で発掘されたＳＢ24Ａ・Ｂ建物跡は，これまでに調査された倉庫群６棟の列の中にただ１棟入りこんでいる。このことは，時期差なのか掘立建物跡が倉庫と同じ用途に供されたものか，今後検討されなければならない。

2）建物の前後関係

これまでの調査では，礎石建物跡と掘立建物跡が切り合う状態で検出されたことがなかった。しかし，本年の調査ではＳＢ20礎石建物跡に先行するＳＢ21掘立建物跡が存在したこと，ＳＢ33礎石建物跡の以前にＳＢ22掘立建物跡が存在したこと，このＳＢ23礎石建物跡以後にＳＢ24Ａ・Ｂ掘立建物が建てられたこと，また真東から4°南にふれる６尺等間の建物跡が雨落溝を伴って存在したらしいなどの新知見が得られた。これらのことから，この地区は官衙建物を除いて，倉庫建物の場合は礎石を有する構造は掘立構造より新しいことが明らかになった。

官衙建物については，数時の建て替えがあったにもかかわらず，終始同規模の改築を繰り返したことも明らかになった。

3）小溝跡

ＳＤ29小溝跡は，判明した部分ではＴ字型をなすが，本来は方形になる雨落溝かと思われる。発掘されたのは南北8.5m・東西3.0mのＬ字型部分で，屈曲部から南へ２次的に延長している。ＳＢ31・33掘立建物跡の柱列方向と，この小溝跡の方向が一致するので，同時に存在した可能性がある。とすると，ＳＤ29小溝跡はＳＢ24Ａ・Ｂによって切られているので，それに先行することになる。しかも，この溝は真北方向から４°東にふれており，この地区の建物群とは時期的に異る様相を示している。時期による方位角の差は今後検討されなければならない。

ＳＤ30小溝跡は，東西の長さ（南辺）が，溝の外～外で21.0m，内～内で18.0m（70尺～60尺），上幅1.20m，底幅1.0m，深さは地山から40cm～60cmである。この溝中の堆積土には，複弁蓮華文軒丸瓦片・重弧文軒丸瓦片・平瓦片・土器片等が多量に含まれていた。発掘部分では真東線上にあり，コの字形に北に延びる。ある建物の周囲をめぐる区画の役目を有する遺構と考えられる。

4）大溝跡

本年の発掘調査での成果は，ＳＤ28大溝跡の発見である。前年の，南北方向に延びるＳＤ14大溝跡と東西方向に延びるＳＤ13大溝跡及び両者の接点屈曲部の発見をうけて，本年の発掘調査の目標を南北方向の東大溝と，南東隅の屈曲部の検出においた。その結果，鈍角に左折して北方に延びるＳＤ28大溝跡と，屈曲部及びここから東方に導水するＳＤ27大溝跡を発見した。ＳＤ27大溝跡はＳＤ13・28大溝跡よりひと回り狭小であること，ＳＤ28大溝跡以東では６カ所を発掘したにもかかわらず，ＳＩ36竪穴住居跡以外の遺構は発見されていない。これらのことからＳＤ28大溝跡が，関和久遺跡の東辺を限る大溝であると判断される。

ＳＤ28大溝跡の発見によって，関和久遺跡の規模のうち南辺の長さが確定した。その数値は，溝の中心～中心で250m，外～外で254m，内～内で247mである。この範囲におさまる同時代の寸法は２町20間である。大溝の年代については，溝中の堆積土内から出土する遺物に，８世紀中葉に位置づけられる完形土師器をはじめ，糸切底・内黒土師器片，瓦片があり，何れも奈良・平安時代に属するものであって，関和久遺跡の使用年代と一致している。

今日まで，郡家跡と考えられる遺跡の調査例は10件を越えるが，全体の規模の明らかになっている例はない。しかし，関和久遺跡では，前年と本年の調査で郡家跡の四周をめぐる大溝のうち，南辺の長さと東・西両辺の位置が確認された。残された北辺大溝跡の検出が今後の課題である。

四至が正方形と仮定すると北方台地の$\frac{1}{2}$は範囲外となる。しかし，昭和49年5～6月の緊急調査（註4）の結果，北方台地の北縁で，南北方向の大溝3条，掘立建物跡3棟以上，「白」字7字を有する3個の墨書土師器，等が検出された。このことから，北方台地すべてがある時期郡家の範囲に含まれていたと推定される。この場合の四至は正方形ではなく南北に長い長方形となる。

註1　福島県文化財調査報告書第44集　関和久遺跡Ⅱ　史跡指定調査概報　1974年3月　福島県教育委員会
　　福島県文化財調査報告書第49集　関和久遺跡Ⅲ　史跡指定調査概報　1975年3月　福島県教育委員会
註2　同　　上
註3　同　　上
註4　関和久遺跡　県道拡幅工事に伴う調査　1974年12月　福島県泉崎村教育委員会

第2節　遺　　物

1）瓦

今回の調査で出土した古瓦を見るに，先ず第一に焼け瓦の量がきわめて多い点が特徴となる。それは特に平瓦において顕著で，第Ⅰ類から第Ⅲ類ではかなりの量に達する。これに対し第五類，第六類には全く焼けた瓦はない。出土量からみても前者が創建瓦であることは肯定できる。後者の第五類は凸面に縄叩き目，凹面に布目を有する粘土板一枚作りによるものである。他のすべては桶巻作りによる。軒平瓦においても，凸面を縄叩き目を残す一枚作りによるものは珠文縁鋸歯文軒平瓦以外には現段階ではない。従って平瓦第五類は珠文縁軒平瓦と組み合うと推定できる。出土量から言っても恐らく修復瓦であることは間違いなかろう。

2）土　器

瓦以外の出土遺物は土師器，須恵器，円面硯，中世陶器，古銭，鉄斧を含む鉄製品，焼籾，砥石のほか，縄文時代の石斧がある。

土師器はＳＩ36竪穴住居址より出土したもので図化できたものは壺・甕・杯がそれぞれ1個体，他にも甕，杯片が数十点出土している。杯は丸底で，体部中位の外面に稜線を形成し，内面にも段を有する。このような特徴を有する杯は東北土師器編年（註1）の栗囲式の範疇に入るものであり，その実年代は8世紀前半に位置づけられるものである（註2）。この遺物は住居址床面直上より出土しているもので，遺物の年代は住居の年代を示しているとみてよいだろう。ゆえに昭和49年度の第3次調査において検出されているＳＩ12竪穴住居址とほぼ同年代であろう（註3）。

ＥＴ・ＦＡ49で検出されたＳＤ13大溝跡の内側肩部より土師器杯1個体が出土しているが，この杯は外面の稜線がかすかに観取される程度で，内面には段は認められない。栗囲式の範疇に入るものと想われるが，住居址内出土のものよりは若干時期が下ると考えられる。

ＳＤ30小溝跡の埋土上面より出土した内外面黒色処理の土師器蓋は国分寺下層式（註4）に伴う

ものと考えられており（註５），８世紀後半期に位置づけて大過ないであろう。

ＳＤ13大溝跡の東南コーナー付近より出土した須恵器の内面かえり付蓋は小倉寺高畑窯跡出土の遺物と類似しており，８世紀初頭に位置づけられている（註６）。

以上のことが今までのところ関和久遺跡＝白河郡衙の遺物から知られる創建期は８世紀初頭とする見解が成り立つことを示しているといえよう（註７）。７世紀後半の遺物の発見が今後の課題である。

註１　氏家和典『東北土師器の型式分類とその編年』「歴史第14輯」昭和32年
註２　岡田茂弘・桑原滋郎『多賀城周辺における古代杯形土器の変遷』「多賀城研究紀要Ｉ」昭和49年
註３　福島県教育委員会「関和久遺跡Ⅲ」昭和50年
註４　氏家和典『陸奥国分寺跡出土の丸底坏をめぐって』「山形県の考古と歴史」昭和42年
註５　註４に同じ
註６　福島市教育委員会『福島市小倉寺高畑遺跡発掘調査報告』「福島市の文化財　第７集」昭和44年
　　工藤雅樹・桑原滋郎『東北地方における古代土器生産の展開』「考古学雑誌　第57巻第３号」昭和47年
註７　註３に同じ

第３節　遺跡の性格

本年度は調査期間中に雨天の日が多く，作業がいちじるしく妨げられたのと予想以上に多くの建物跡が発見されたため，その精査に手間取って，はじめに予定していたように東側の大溝北端までを発掘するまでには至らなかったが，南側の大溝が西南隅から250ｍの地点で，北に曲っていることを発見して，遺跡の東西の長さが250ｍであることを確認することができたのは大きな収穫であった。南北の長さはまだわからないが，仮りにこれを東西の長さと同じく250ｍと見て，西南隅から北へ250ｍとって見ると，平地の限界，山裾に達する。南北の長さが250ｍ以内だと遺跡は平地内におさまる。したがって南北の長さは250ｍ以内で，遺跡の大きさはおそらく250ｍ（唐尺を9.8寸とみて840尺＝140間＝２町20間カ）あったのではないかと想像される。昨年度の概報においてわれわれは遺跡の大きさを大体方３町（327ｍ）と想定したのであったがこれは過大であった。

現在までに発掘の行われたのはこの方250ｍの地域の南側の一部，面積にして4,675㎡で，遺跡全体の面積から言うと7.48％に過ぎない。その一割にも満たないところからすでに29棟の建物跡が発見されている。これからの発掘によってなお多くの遺構が発見される可能性がある。したがって現在の段階で遺跡の性格を正しく論じようとすることには無理があるのであるが，本遺跡をもって陸奥国白河郡家跡と見るわれわれの見通しはほぼ誤りないように思われる。以下にその理由を述べて見よう。

過去４年間の調査で発掘された建物跡の大きさ，種類，柱間などは36ページの「遺構一覧」に掲げた。この遺跡に附属したと思われる29棟の建物には掘立柱のもの11棟と礎石使用のもの18棟があるが，その中11棟はベタ柱で倉庫跡と推定され，５棟は官衙風の建物，他の13棟は重複などの関係で不詳であるが，この中にも倉庫跡があることは考えられる。しかも倉庫跡附近からは焼米が多量

に出土するので，これらの倉庫は穀倉であったことが推定できる。つまり関和久遺跡は穀倉の多かった遺跡と認められる。

遺跡内にあった建物がすべて瓦葺であったとは思えぬが，主要な建物が瓦葺であったことは遺跡内から各種の瓦が出土することによって明らかである。瓦は奈良時代のものから平安時代のものを含み，この遺跡が長く使用されたことを物語っているが，もっとも古い瓦は六葉複弁蓮華文軒丸瓦と重弧文軒平瓦のセットで，奈良時代初期のものと思われる（註1）。

瓦葺の建物は今日ではザラにあるが，古代においては珍らしいもので，寺院，宮殿，官衙以外にはほとんど存在しなかった。ことに当時辺境であった東北地方では寺院と官衙に限られる。

関和久遺跡が寺院跡ではないことは，すでに発掘されている建物の配置が寺院とはちがっており，また本遺跡の西1.6㎞のところに同じ文様の瓦を出すことによって同時的存在で本遺跡と関係が深かったと見られ，また塼仏を出したことによって明らかに寺院跡と認められる借宿廃寺跡があるので，同一地に接近して2つの寺院が並び立っていたとは考え難いからである。

すると地方官衙が考えらるべきである。地方官衙には国府，郡家，軍団などがある。国府とすればその位置から言って陸奥国府でなければならぬが，陸奥国府は養老神亀の頃から多賀城にあったと思われるから，平安時代まで続いたこの遺跡が国府跡でないことは明らかであろう。

寺院や国府でないとすると郡家か軍団かということになる。事実概報Ⅰに述べたように内藤政恒氏はこの遺跡をもって神亀5年4月に新置された白河軍団跡に擬定している。軍団の遺構がどのようなものであるかについてはまだ全国的にも発掘例がなく，考古学的にも文献的にも不明であるので，確実な根拠のない限りここを軍団跡ときめてしまうことは危険である。ことにこの遺跡からは昭和48年の発掘と本年の発掘で，内面にかえりのある須恵器の坏の蓋が出土している。内面にかえりのある須恵器の坏の蓋は中央では藤原宮跡からは出土するが，平城宮跡からは出土せず，東北でも養老，神亀（717～728）の頃に造営されたと思われる多賀城跡からも出ていないので白河軍団の設置された神亀5年（728）以前の遺物と見られる。したがってこれを出した関和久遺跡を神亀5年新設の白河軍団跡と見ることは一応避くべきであろう。

郡家については少し時代は降るが，長元3年（1030）の『上野国交替実録帳』に郡家の建物に関する記載があって若干その様子を文献的に知ることができる（註2）。すなわち当時の上野国の各郡家には郡庁，館，厨家，正倉などの建物があり，その数は上野国の平均では郡庁4，館14，厨家3.5，正倉12.5，合計34棟になり，館と正倉が多い。

郡庁とは郡の政務を執るところ，館とは郡司の居館，厨家とは酒屋，納屋，竈屋，備屋などの名称のあるところから見て，調理したり，食糧を貯えておくところ，正倉は郡の租稲を収納するところの穀倉である。郡家に正倉が多かったことは奈良時代の諸国の正税帳に一郡に少いもので11棟，多いものになると41棟の正倉が数えられていることによっても知られる（註3）。しかも『令義解儀制令』の五行の条の註に，郡院，倉庫院，厨院という言葉があるのによって知られるように同じ

関和久遺跡遺構一覧

番号	遺構番号	種別	基礎	遺構	桁	梁	柱間 桁	柱間 梁	方向	年度	備考
1	SB01	礎石	掘込地業	建物跡	4間	3間	9尺	9尺	南北	47・48	正倉
2	SB02	〃	〃	〃	4	3	9	9	〃	〃	〃
3	SB03	〃	〃	〃	3以上	2以上	7	7	〃	〃	〃
4	SB06	〃	〃	〃	4間	3間	9	9	東西	48	〃
5	SB05	〃	〃	〃	4	4	8	7	〃	48・49	〃
6	SB10	〃	なし	〃	4	3カ	8	8	〃	49	〃
7	SB11	〃	〃	〃	4	3	8	8	〃	〃	〃
8	SB20	〃	掘込地業	〃	4	3	8	8	〃	50	〃
9	SB23	〃	なし	〃	2	2	9	9	〃	〃	?
10	SB26	〃	掘込作業	〃	?	2	8	?	?	〃	?
11	SB32	〃	?	〃	?	?	?	?	?	〃	?
12	SB07	掘立	なし	〃	4	3	8	8	東西	48	正倉
13	SB04A	〃	〃	〃	5	2	10	10	〃	49	官衙風
14	SB04B	〃	〃	〃	5	2	10	10	〃	〃	〃
15	SB08	〃	〃	〃	5	2	10	10	〃	〃	東西妻廂8尺
16	SB09	〃	〃	〃	?	2	10	10	〃	〃	?
17	SB17	〃	〃	〃	?	2	10	10	〃	〃	東妻廂10尺
18	SB18	〃	〃	〃	?	2	8	8	〃	〃	?
19	SB15	〃	〃	〃	?	2	10	10	〃	〃	?
20	SB16	〃	〃	〃	?	2	8	8	〃	〃	?
21	SB21	〃	〃	〃	?	?	8	?	?	50	?
22	SB22	〃	〃	〃	2	2	9	9	東西カ	〃	?
23	SB24A	〃	〃	〃	5	2	10	10	東西	〃	官衙風
24	SB24B	〃	〃	〃	5	2	10	10	〃	〃	〃
25	SB25	〃	〃	〃	5	1	10	6	〃	〃	〃
26	SB31	〃	〃	〃	2	?	6	6	?	〃	?
27	SB33	〃	〃	〃	2	?	6	6	?	〃	?
28	SB34	〃	〃	〃	2	?	10	?	?	〃	?
29	SB35	〃	〃	〃	?	?	?	?	?	〃	?
30	SI12			竪穴住居跡						49	
31	SI36			〃						50	
32	SD14			大溝跡						49	
33	SD13			〃						〃	
34	SD27			〃						50	
35	SD28			〃						50	
36	SD29			小溝跡						〃	
37	SD30			〃						〃	
38	SI19			井戸跡						49	

備考　この他緊急調査で掘立建物跡3　大溝3　竪穴2検出
調査日数　97日　発掘面積 4,675㎡　250m×250m＝62,500㎡中 7.48%発掘済

種類の建物が一定の地区内にまとまっていて院を形成していたものと見られる。

関和久遺跡から多くの倉庫跡が発掘されている。関和久遺跡でこれまで発掘されたのはその南半であるが，その北側に穀倉のある一画があり，その南側に倉庫でない建物が東西に並んでいる。こ

れは郡家における建物群のあり方を示しているものかも知れない。郡庁跡，館跡と見るべきものはまだ発見されないが，これは未発掘の遺跡北半にあるものと推定される。国衙跡などで重要な建物跡のあるのは北側であるからである。事実この方面から過去において瓦が多く出土しているのである。こう見ると関和久遺跡は郡家跡である可能性が強いのである。

郡家跡であるとすれば，現在西白河郡内にあるその位置から言って古代陸奥国白河郡家の跡であろう。白河郡の文献上の初見は『続日本紀』養老2年（718）5月乙未の条の

陸奥国の石城，標葉，行方，宇多，亘理，常陸の菊多の六郡を割いて石城国を置く。白河，石背，会津，安積，信夫の五郡を割て石背国を置く

という記事であるが，文意から見てそれ以前から存在していたことは明らかで，陸奥国の最南端にあるというその位置から見れば，おそらく陸奥国建置のはじめからあったものと思われ，陸奥国の郡としては最古のものの一つであろう。その郡家としての関和久遺跡の年代がどこまで溯り得るかは将来の調査によって討究せらるべき問題である。

註1　福島県教育委員会『関和久遺跡』Ⅰ
註2　竹内理三編『平安遺文』第4609号文書
註3　福山敏男「地方の官衙」(『日本の考古学』Ⅷ)

第4節　まとめ

関和久遺跡の調査は本年で4年を経過し，ようやくその実体が明らかになって来た。これを簡単にまとめて見れば

(1) 関和久遺跡は阿武隈川北岸の沖積平地に後に山を負い，川を前にして南面して営まれた官衙遺跡で，その敷地は方形で，周囲に平均幅3.0m，深さ2.0mの空堀をめぐらしており，その東西長は250m，南北長はまだ正確ではないがおそらくそのぐらいあったと思われる。

(2) すでに発掘された遺跡の南半からだけで31棟の建物跡が発見されている。その中2棟は官衙以前の竪穴住居跡であるが，他の29棟はこの官衙に附属したものである。29棟の中，11棟が礎石を用いた建物であり，18棟が掘立造りである。この中11棟は穀倉であり，5棟が官衙風の建物であるが，他の13棟の性格は不明である。穀倉と官衙風の建物は地域を異にして存在する。

(3) 遺跡内から出土する瓦，土師器，須恵器は大体8～9世紀のものである。

(4) 遺跡の所在，建物の配置，穀倉の多いこと出土遺物などから本遺跡は奈良平安時代における陸奥国白河郡家跡と推定される。

最近国内各地で郡家跡の発掘調査が行われているが，四至までが明らかにされた例はなく，本関和久遺跡においてはじめてその可能性が出て来た。しかも関和久遺跡はまだ1割しか発掘されておらぬので，これからの発掘によって郡家の中枢部を明らかにし，いままで明白でなかった古代郡家の典型的な姿を浮彫りにすることができるであろう。その点で関和久遺跡は単なる地方的な史跡ではなく，全国的にも貴重な遺跡である。開発によって破壊されぬうちに保護と調査を進めることが肝要である。

付章　古代の白河郡について

一　はじめに

まず，はじめに断っておきたいが，古代の白河郡といっても，通史的説明は“郡史,, など[1]にゆずり，律令制下の白河郡の特質を明らかにすることに主眼をおくことにする。

白河郡は陸奥国の一郡である。白河の地は下野国と接している。また，陸奥国といっても，短期間ではあるが，周知のとおり，養老2年（718）には，白河郡をはじめ，石背・会津・安積・信夫五郡により石背国が設置されている。この石背，および同時に建置された石城は，古代の白河郡を知る上において，十分，検討しなければならない問題である。

二　白河郡と「石背国」

7世紀後半ごろ成立した陸奥国は，南は白河から，北は阿武隈川の下流地方にいたるまでの領域がその中心であったと考えられる。『先代旧事本紀』の国造本紀には，東北地方の国造の名を，次のようにあげている。

道奥菊多国造・道口岐閇国造・阿尺国造・思国造・伊久国造・染羽国造・浮田国造・信夫国造・白河国造・石背国造・石城国造（出羽国司）

10世紀はじめごろ成立の『先代旧事本紀』の国造本紀については，国造家の血統など，ただちに信じがたいが，国造の名称などは何らかの古い史料をもとに編纂されたと考えられるだけに，一応，令制の陸奥国成立当初の基盤をこうした領域に求めることは許されるであろう。このように，石背，石城両地方は比較的早く，大和朝廷との関係をもちえた地域ということができる。このうち，石城郡の地は，『常陸国風土記』によれば，もとは，常陸に属していたという。常陸の多珂国造のクニは，南は助川から，北は苦麻村まで延びていて，広すぎて不便であるために，北半分を割いて石城郡としたとある。しかし，石城郡がいつ陸奥国に編入されたかは明らかでない。

石城・石背両国の成立は養老2年である。

割二陸奥国石城。標葉。行方。宇太。曰理。常陸国之菊多六郡一。置二石城国一。割二白河。石背。会津。安積。信夫。五郡一。置二石背国一。割二常陸国多珂郡之郷二百一十烟一。名曰二菊多郡一。属二石城国一焉。（続紀養老二年五月乙未条）

ところが，『扶桑略記』には同日条として，

停二石背磐城等国一安二陸奥国一。

とあることからも，この養老2年の石城・石背両国の成立を疑う意見も出された。特に，大正初年，喜田貞吉氏の「石城石背両国建置沿革考」（「歴史地理」20―5　大正元年11月）に端を発し，以後，高橋万次郎氏との間で，石城石背両国建置論争がたたかわされたのである[2]。しかし，養老2年以降，石城・石背両国の存在を示す史料が次のように，厳然と存在する以上，喜田氏の疑義も成り立ちがたいとするべきである。

○続紀養老年閏三月七丁丑条

石城国始置二駅家一十処一。

○類聚国史・巻八十三・養老四年十一月甲戌条

勅。陸奥。石背。石城三国調庸幷租。減□(免)之。唯遠江。常陸。美濃。武蔵。越前。出羽六国者。免二征卒及廝馬従等調庸幷房戸租一。

また，養老令の条文にも例を見い出すことができる。

○戸令新付条

凡新附レ戸。皆取二保証一。本二問元由一。知レ非二逃亡詐冒一。然後聴之。其先有二両貫一者。従二本国一為レ定。唯大宰部内。及三越。陸奥・石城。石背等国者。従二見住一為レ定。(下略)

○軍防令帳内条

凡帳内。取二六位以下子及庶人一為レ之。其資人不レ得レ取二内八位以上子一。唯宛二職分一者聴。並不レ得レ取二三関及大宰部内。陸奥。石城。石背。越中。越後国人一。

戸令新付条の頭注（『新訂増補国史大系22，令義解』）には，紅葉山文庫本の紙背にある註記を載せている。(3)

問石城石背国在何処答古格云養老二年分陸奥国為三国云々者但未知復旧之格

とある。この「古格」により，養老2年の続日本紀の石城，石背両国の成立はゆるぎないものとされる。また，養老令は養老2年（718）以後に編纂に着手し，不比等の死によって，その事業は実質的に終りをつげ，養老5年後半から6年初めごろ一応完成したものであるとするのが最近の通説である。この点，先の続紀の記載とも時期的には矛盾しない。ところで，石城・石背両国の停廃記事がないが，両国の下限はいつであろうか。

養老3年の全国的な按察使の設置（陸奥国は見えない）は，養老5年に至り，編成がえが行なわれている。和銅5年（712）成立の出羽国は陸奥按察使に管せられることとしている（続紀養老五年八月癸巳条）。ほぼ，全国的に網羅している中に，石城・石背両国の記載はない。また，くだって，続紀神亀5年（728）3月甲子条に，資人の補充に際して，「其三関。筑紫。飛驒。陸奥。出羽国人。不レ得二補充一。余依レ令」とあり，石城・石背両国が見えない。このことは，先にあげた軍防令帳内条の「並不レ得レ取二三関及大宰部内。陸奥。石城・石背。越中。越後国人一。」から類推すると，一応，これ以前に石城・石背二国の停廃も予測されるかもしれない。しかし，いずれも断定はできない。その点，次の史料は石城・石背両国の下限を確実に示すものである。

○続紀神亀五年四月丁丑条

陸奥国請下新置二白河軍団一。又改二丹取軍団一為中玉作軍団上。並許レ之。

軍団については後に触れるが，石背国の白河郡に所在した白河軍団はこの時，すでに陸奥国に属していることが明らかである。

以上のごとく，石背・石城二国は養老2年5月に成立し，その停廃記事はないものの確実な下限

が神亀5年4月であることから，一応10年満たずに廃されたと考えられる。参考までに，石背・石城については，続紀天平神護2年（766）11月条に「陸奥国磐城。宮城二郡」及び，同神護景雲3年（769）3月条に「磐瀬郡」と，それぞれ，陸奥国の一郡として，史料に見える。

ところで，10年満たずに廃された石背・石城両国について，その後の陸奥国内での位置づけが問題となるであろう。

そこで，まず，延喜民部式の陸奥国の郡名を左に列記してみよう。

白河　磐瀬　会津　耶麻　安積　安達　信夫　刈田　柴田　名取　菊多　磐城　標葉　行方　宇多　伊具　曰理　宮城　黒川　賀美　色麻　玉造　志太　栗原　磐井　江刺　胆沢　長岡　新田　小田　遠田　登米　桃生　気仙　牡鹿

この列記のしかたは，『類聚和名抄』国郡部でも，長岡郡を栗原郡の前にもってきている以外は，全く同じである。延喜式の国郡一覧表が，一般的には道に沿って，一定の順序を追って記載されているといわれている。この陸奥国の場合も，同様に考えられる。すなわち，白河から名取郡までは「山道」，菊多から曰理郡までは「海道」にそって，郡名を列記している。そして，国府所在の宮城郡以北は再び，「山道」の黒川～鎮守府所在の胆沢郡までと，長岡から牡鹿郡までは，「海道」に沿う郡名であるといえる。

ここで，以下，いささか，大胆な仮説を立てて，若干の考察を試みてみたい。すなわち，記載順に沿いながら，かりに，ブロックに分けてみると，次のような区分が可能である。

(a)　白河　磐瀬　会津　耶麻　安積　安達　信夫

(b)　刈田　柴田　名取

(c)　菊多　磐城　標葉　行方　宇多　伊具　曰理

(d)　宮城

(e)　黒川　賀美　色麻　玉造　志太　栗原

(f)　磐井　江利　胆沢

(g)　長岡　新田　小田　遠田　登米　桃生　気仙　牡鹿

国府所在の宮城郡を中心に大きく，南北に分けられる。このことは，高橋富雄氏が，すでに，史料に「黒川郡以北十一郡」などとあらわれることから，そこは地理的・政治的・経済的に一つのおのずからなるまとまりをなしていた（『蝦夷』1972年）としている。

しかし，右のように，さらに詳細なブロックに分けることができるのである。南北に大別した区分けがさらに三つずつのブロックを形成することになる。以下，その理由を説明してみたい。

まず，(a)ブロックは養老2年建置の石背国に属した郡である。このうち，耶麻郡の初見は続後紀承和7年3月庚寅条であり，安達郡は『延喜式』巻22，民部式の頭注によれば，「延喜6年（906）正月廿日　分二安積郡一置二安達郡一」とあり，養老2年段階では，まだ成立をみない郡である。つぎに，(c)ブロックは，やはり，養老2年建置の石城国に属していた郡（伊具郡[4]を除く）である。

(b)ブロックの三郡は現在の宮城県南部の一かたまりの郡である。つぎに，北の方は，単に，黒川以北として一括して扱われる場合もあるが，もう一つ細分した取り扱いも可能である。(e)ブロックは山道，(g)ブロックは海道とすることができる。(f)ブロックの磐井・江刺・胆沢は現在の岩手県南部にあり，律令体制の版図にくみこまれたのは一段階，遅れていることが明らかである。つぎに海道，山道に関する史料を２，３あげておこう。

例１　陸奥国言。海道蝦夷反。殺二大掾従六位上佐伯宿禰児屋麻呂一。（続紀神亀元年三月甲申条）

例２　且追二常陸。上総。下総。武蔵。上野。下野等六国騎兵惣一千人一。開二山海両道一。夷狄等咸懐二疑懼一。仍差二田夷遠田郡領外従七位上遠田君雄人一。遣二海道一。差二帰服狄和我君計安塁一。遣二山道一。並以二使旨一慰喩鎮二撫之一。（続紀天平九年四月戊午条）

例３　停二陸奥国部内海道諸郡伝馬一。以レ不レ要也。（後紀延暦二十四年十一月戊寅条）

例３は，後紀弘仁２年条の「陸奥国海道十駅」の停廃記事同様，駅制にかかわる内容で，海道が文字通りの交通路をあらわしていることは明らかである。交通路からいえば，(a)〜(b)山道，(c)海道，(e)山道，(g)海道というように，陸奥国では，山海両道は宮城郡を中心に南北両地域に所在していることになる。ところが例１，例２の「海道」「山海両道」は単なる交通路だけでなく，地域をも示していることが注目される。従来，山海両道はその記事のほとんどが蝦夷に関係することから，限定した表現と解していた。また，陸奥国の山海両道は，国府である多賀城に至るまでの南地域のみを指していると考えられていた。しかし，この蝦夷関係の記事でも，内容的には，山道なり海道地域におるところの蝦夷という意味で，そこにも，一定の地域としてのとらえ方が行なわれている。天平９年の遠田郡領が海道に遣わされたのも，先のブロックと一致する。

ところで，このブロックは道を含めて，地形的まとまりとして，当然であるということができる。だから，問題はこのブロックが実際上の支配体系の中に生かされておれば，十分にブロックの意義を認めることができるのである。

まず，天平勝宝４年の陸奥国の調庸制改変の際の「多賀以北諸郡」「以南諸郡」という分け方がある（続紀天平勝宝四年二月丙寅条）。つぎには，田租の復年において，「与レ賊接レ居」という理由から「牡鹿・小田・新田・長岡・志太・玉造・富田・色麻・賀美・黒川等一十箇郡」は復年を特に延ばされている。（続紀延暦八年八月己亥条）これは黒川以北を網羅していないが，この記載順は延喜民部式の記載を後から順をおってあげていることが明らかである。(5)

また，続紀延暦４年４月辛未条には「名取以南一十四郡。僻在二山海一。去レ塞懸遠。属レ有二徴発一。不レ会二機急一」とある。名取以南一十四郡とは柴田・刈田・曰理・伊具・宇多・行方・標葉・磐城・菊多・信夫・安積・会津・磐瀬・白河である。(b)ブロックの名取を起点にして南の地域（ａ・ｃブロック）である。さらに，つぎの史料は，やはりブロックの存在を証するものである。

一　応レ春二運按察使并国司鎮官年粮一事

辺要之事頗異二中国一。何者苅田以北近郡稲支二軍粮一。信夫以南遠郡稲給二公廨一。計二其行

程一。於二国府一二三百里。於二城柵一七八百里（下略）。（三代格・大同五年五月十一日官符）(b)ブロックの刈田以北の近郡と，(a)ブロックの信夫以南遠郡という表現である。このことは，刈田と信夫を異なるブロックとした先の色別の適確であることを示している。つまり，陸奥国南部を道だけで，白河～名取までの山道と磐城～曰理までの海道という色別だけでは不十分である。

以上あげたすべての例において，各ブロックの最初なり，最後なりを起点としていることに気付くであろう。また，以上の例はことごとく，律令制の収取体系に関する規定であることは，先のブロックわけが，実際上，十分に活用されたものであることを立証している。したがって，単に地理的な説明だけでは片付けられないのではないか。むしろ，このブロックわけは陸奥国内における一種の（実際的・広域的）行政区画としての意義を有していたという可能性を指摘できるのではないか。

こうした一種の広域行政区画に相当するような類似の例を次に参考としてあげておく。まず，たびたび引用される「奥六郡」である。胆沢・江刺・和賀・稗貫・斯波・岩手の六郡のことである。「奥六郡」の史料は11世紀に入らないと見えないので，ここでは，直接的関連をもたないが，鎮守府胆沢城の行政下におかれた地区と考えられている。先にあげた(b)ブロック（磐井・江刺・胆沢）の延長線上にくるものである。一方，出羽国の例としては，「山北」というブロックが存在する。「山北」とは出羽国の北東部，雄勝・平鹿・山本三郡を総称したものである。この「奥六郡」と「山北」については，高橋富雄氏の研究があるが，それは俘囚国家構造を究明する上において，両地域とも，俘囚の主要定住地帯として重視している（『古代蝦夷』1974年）。時期的問題から，「奥六郡」はともかく，9世紀に史料のある「山北」に注目したい。「山北」の例は「先レ是出羽国言。管諸郡中山北雄勝平鹿山本三郡。遠去二国府一。近接二賊地一。」という事由から，調庸の復年と不動穀の開用を求めている。このことは，先にあげた陸奥国の延暦8年条の黒川以北の一十箇郡が「与レ賊接レ居」という理由から，特に復年の延長を認められたことと同様である。この三郡（山本郡の建郡は少しおくれるようである）は，このほか，天平宝字3年の雄勝・平鹿二郡の建置以来，二郡または三郡の百姓の復年（続紀延暦二年六月朔日条，三実・元慶五年二月廿六日条），三郡の不動穀を俘囚に給する（三実・元慶二年七月十日条）など，一括して取扱われている。これらの史料からは，俘囚国家云々の問題よりも，律令制支配において，きわめて，実際的に，「山北」を一地域として把握し，活用しているといえる。

もう一つ，この行政区画が実際的に機能したことを予測させる実例がある。

周知のとおり，陸奥国には律令制の軍団が七団存在したことがわかっている（三代格・元慶年間の太政官符一応レ給二七団軍毅主帳卅五人粮米一事）。その軍団名は三代格弘仁6年8月23日官符により，名取団・玉造団・白河団・安積団・行方団・小田団の六団が知られる。もう一団は続後紀承和15年5月辛未条に見える「磐城団」[6]であろう。全国的に軍団がどのような基準で設置されたかはいまだ不明であるが，大体，二十郷に一つの軍団が置かれたであろうとされている[7]。陸奥国の軍

団についても，これまで，七団がどのような基準で設置されたかは明らかでなかった。[8] この七団を先のブロックごとにみてゆくと，(a)ブロックに白河・安積の二団，(b)ブロックに名取団，(c)ブロックに磐城・行方団の二団，(e)ブロックに玉造団，(g)ブロックに小田団である。(a)＝旧石背国と(c)＝旧石城国にそれぞれ二団ずつ，(e)＝山道と(g)＝海道にそれぞれ一団ずつが設置されていたのである。こうして軍団設置にも，ブロックが十分に意識されていることが指摘できる。[9]

以上は，あくまでも，一つの可能性をもとにしての試論であり，検証十分とはいえないだけに，一つの仮説として，今後，多方面からの検証を必要としていることを改めて断っておきたい。

このようにして，奈良時代前半のごく短期間に存在した石背・石城二国は，表面的には廃されたものの，実態は失われることなく，律令的支配体系の中で，その命脈を保持しえたと思われる。したがって，白河郡は陸奥国の一郡でありながら，「石背国」の白河郡として位置づけることも必要である。また，その「石背国」の中でも，軍団の設置にみられるように，重きをなしたのである。

三　白河団

和名抄によれば，白河郡は，大村・丹波・松田・入野・鹿田・石川・長田・白川・小野駅家（高山寺本になし），松田（高山寺本・刊本には松戸），小田・藤田・屋代・常世・高野・依上の十七郷を有する大郡である。郷数からいえば，陸奥国最大の郡である。したがって，「石背国」の中心的な郡とみられ，軍団も設置されている。

陸奥国請下新置二白河軍団一。又改二丹取軍団一為中玉作軍団上。並許レ之。（続紀神亀五年（728）四月丁丑条）

全国的にも，軍団の設置記事は他に例をみない。先述のとおり，弘仁6年にも「白河団」の存在が知られる。なお，時期は下るが，『左経記』長元7年（1034）12月15日の記事の中に，「綱丁従七位上白河団擬矢八占部宿禰安信」と見える。初見記事といい，11世紀に入っての記事といい，令制の軍団として，文献史料上，特異な例である。

さらに，白河団に関して，注目すべきものは多賀城跡出土木簡である。[10] それは多賀城跡の外郭東南隅地区の発掘調査において，東辺外郭線に宝亀11年（780）の伊治公呰麻呂の乱後に建てられた建物跡土居桁の整地層に一括投棄された木簡の一つである（第14図）。

長さ22.3センチ，巾3.8センチ，厚さ0.1センチ。これは土居桁内の整地層に散在した十点を接合したものである。両端は完形だが廃棄または転用の際に，ほぼ均等に縦割りされたと考えられる。前の文字が削りとられているが，全体にうすく残っている。表は白河団から進上した射□（手カ）の総数と，おそらくその守備配置が書かれているらしい。火長（兵士などの10人の単位集団の長のこと）神人味人は部領使と思われる。裏は進上された射□（手カ）の歴名である。これらの人名は，文献史料上でも，白河郡に分布したことがわかる。

○　白河郡人外正七位上丈部老子（続紀神護景雲三年三月辛巳条）

○　白河郡人外正七位下靱大伴部継人（同日条）

○　陸奥国白川郡人外□八位□大伴部足猪等（後紀延暦十六年正月庚子条）

第14図

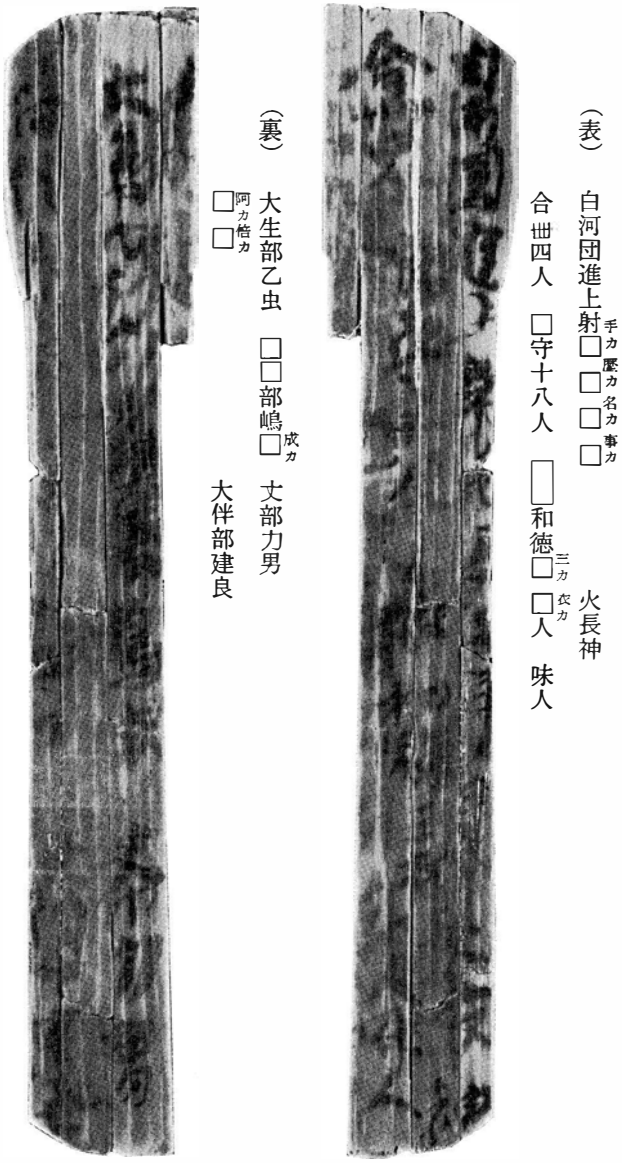

また，大生部乙虫については，興味深い類推が可能である。皇極紀3年（644）秋7月条に「東国不尽河辺人大生部多勧二祭レ虫於村里之人一曰，此者常世神也」という常世神信仰の問題がある。この問題については，主として下出積与氏の『日本古代の神祇と道教』と平野邦雄氏「秦氏の研究―その文明的特徴をめぐって―」㈠㈡（『史学雑誌』70編3.4号）の研究がある。両氏の見解は相対立するところがあるが，要するに，常世神を中心とする祭祀が政治的に抑圧された事件である。下出氏によれば，常世とは，本来は記紀にいうところの「底依国」であった。それが，大陸伝来の神仙思想の影響によって形相変化をとげ，「永遠の国」という，在来の底依国とは次元を異にした世界観を古代人に構想せしめてきたものであったという。この常世信仰と密接な関連をもつ大生部はいかなる系統の氏族であるかは不詳だが，東国在住の氏族と考えられるようである。ところで，大生部という特定氏族と常世信仰がその後まで，特別の関係を有していたとすれば，白河郡には問題の「常世郷」が存在し，多賀城跡出土木簡には，白河軍団の射手に「大生部乙虫」がいたことは，先の常世信仰との関連をいだかせる事柄であるといえる。

この「白河団」の木簡の時期は出土層位および伴出遺物からみて，奈良末から平安初めと推定される。このことは，奈良時代後半以降の東北情勢の緊迫化の中で，軍事的に白河団ひいては白河郡が大きな役割を果していることが知られる。次の記載は神社関係記事ながら，白河郡の軍事的位置づけと関連を有する例ではないかと考えられる。

陸奥鎮守副将軍従五位上百済王俊哲等言。己等為レ賊被レ圍。兵疲矢盡。而祈二桃生白河等郡神

一十一社一。乃得レ潰レ圍。自レ非二神力一。何存二軍士一。請預二幣社一。許レ之（続紀宝亀十一年十二月丁巳条）

白河郡の『延喜式』の「神名帳」に載る神社は，名神大社の都都古和気神社をはじめ，伊波止和気神社，白河神社，八溝嶺神社，飯豊比売神社，永倉神社，石都都古和気神社の7社である。この記事は同年3月に起きた伊治公呰麻呂の乱直後のことであるが，これに先立ち，宝亀5年（774）には桃生城の西郭が海道蝦夷により打破られており，以来，桃生郡は戦乱の渦中にあったといってよい。それに対して，白河郡は直接的には戦乱とは関係をもたないはずである。にもかかわらず，このように，白河郡神に祈願しているのは，やはり，当時の戦闘の中で，白河団に代表される白河郡の軍事的役割の大きさと関係させて考えることが隠当ではないだろうか。

もう一つ，白河郡の軍事的位置づけに深い関連を有するのが，白河関であろう。

三代格承和2年（835）12月3日官符に次のような記載がある。

応下准二長門国関一勘中-過白河菊多両剗上事

右得二陸奥国解一偁。検二旧記一。置レ剗以来。于レ今四百余歳矣。至レ有二越度一。重以決罰。謹検二格律一。無レ見二件剗一。然則雖レ有レ所レ犯不レ可二輒勘一。而此国俘囚多レ数。出入任レ意。若不二勘過一。何用為レ固。加以進レ官雑物触レ色有レ数。商旅之輩竊買持去。望請。勘過之事。一同二長門一。謹請二官裁一者。権中納言従三位兼行左兵衛督藤原朝臣良房宣。奉レ勅。依レ請。

古代における関の軍事的機能はいまさら申すまでもないが，陸奥国の場合，東山道の下野国との境界に白河関を設け，東海道の常陸国との境に菊多関が設けられたのである。この白河関の建置時期については，ここにある「于レ今四百余歳矣」という言葉は到底信じがたく，おそらく，東山道が官道として整備された段階と考えるべきであろう。ここにも勘過の事由として，俘囚の出入などの人身把握および官物の売買などの物資の管理などをあげているが，律令国家の辺要国への出入口としての白河郡の役割はこの白河関だけをとらえても，枢要な地域であったことは間違いない。

四　白河郡と産金

白河郡と下野国那須郡（常陸国にもかかる）とにまたがって八溝山があり，ここが，古代の産金地である。現在でも，この山からは砂金を採取することができるそうである。古代の東北地方の産金というと，すぐに天平年間の陸奥国小田郡からの貢金を想いうかべる。たしかに，この時の貢金が難航した大仏塗金に大きな役割を果たし，国家的大慶事として讃えられたことはいうまでもない。しかし，陸奥国内の産金はこの北上川水域だけではないのである。白河郡からの貢金も忘れてはならない。続後紀・承和3年（836）正月乙丑条には

詔奉レ宛二陸奥国白河郡従五位下勲十等八溝黄金神封戸二烟一。以下応二国司之禱一。令レ採三得砂金一。其数倍レ常能助中遣唐之資上也。

とある。白河郡の採金がいつ開始されたかは明らかでない。この点，大宝元年（701）3月条の「遣

二追大肆凡海宿禰麁鎌于陸奥一冶レ金」も，小田郡であるという確証はないのである。また，延喜民部式の陸奥国の交易雑物の「砂金三百五十両」にも白河郡からの砂金も考えねばならない。この八溝山の反対側ともいえる下野国の那須郡でも採金は行なっていたようである。[11] それを証するように，下野国は交易雑物として「砂金百五十両。練金八十四両」を出しているのである。こうした点，白河郡の財政上の役割の大きさも無視できない。

また，この産金にもうかがわれるように，地形的にも，下野国と境を接しているのである。特に下野国那須郡との関連は種々の面で考慮せねばならないであろう。この点，注目すべきなのは，嘉祥元年の次の記載である。

陸奥国白河郡大領外正七位上奈須直赤龍。（中略）賜二姓阿倍陸奥臣一。（続後紀嘉祥元年（848）五月辛未条）

奈須直赤龍は陸奥国白河郡の大領である。奈須直＝那須直であることはほぼ間違いないであろう。有名な那須国造碑（700年建立）中にも，「那須直韋提」および碑の建立者「那須直意斯麻呂」と記されているように，那須直が那須郡の譜代郡司であることも明らかである。ただし，前者は九世紀半ばの事実であるだけに，すぐさま八世紀代までさかのぼらせることはできない。また，九世紀半ば段階で，以前のように，那須直と那須郡の譜代郡司という関係がくずれずに存続したとただちに断定することもできない。したがって，この一事をとらえて，白河郡と那須郡との関係を誇張するつもりは毛頭ないのである。ただ，地理的条件とかねあわせて，その関係は今後，十分に考慮すべき問題であることを指摘しておきたい。

五　まとめ

1．古代における白河郡は陸奥国の一大郡である。ところが，養老2年には白河郡などを中心に石背国が建置された。石背国は10年満たずに廃されるが，その後に大きな影響を与えたと考えられる。文献史料上からも，律令制の国郡郷という行政区画とは別に，石背・石城のような歴史的特質を活用した一種の行政単位が存在したことを示す徴証を若干ながら得られるようである。こうした意味において，白河郡を旧石背国の中心的郡と位置づけることが必要である。

2．次には，白河郡は律令国家の辺要国の入口にあたるところに位置している。白河関はこうした事情を考慮して設置されたもので，軍事的機能を負荷されたのである。陸奥国には律令制軍団は七団あり，その中でも，白河団は神亀5年（728）という創置年代も明らかであり，かつまた，長元7年（1034）にまで，その呼称の存続を知りうるのである。また，奈良末期から平安初期にかけての，東北情勢の緊迫化の中で，白河団の果した軍事的役割は，多賀城跡出土木簡などから十分にうかがうことができる。

3．陸奥の貢金は天平年間の小田郡の産金が有名であるが，白河郡の八溝山周辺の砂金も忘れてはならない。八溝山の砂金は陸奥国だけでなく，隣接の下野国においても，交易雑物として，中央に砂金を貢金している。この砂金は白河郡の特質の一端を示すものである。

4．白河郡は下野国那須郡と隣接している。嘉祥元年（848）5月条によれば，白河郡大領に奈須直赤龍が任ぜられていることがわかる。奈須直＝那須直は申すまでもなく，那須郡の譜代郡司であるだけに，九世紀半ばの史料とはいえ，注目すべきことである。古代における那須郡との関係は今後の検討すべき課題の一つである。

以上のように，古代における白河郡は，国境とくに律令国家の辺要の地の出入口に位置するという地理的条件にまず，一つの特質がある。また，そうした地理的条件に，歴史的条件が加味された形で，「石背国」の中心的郡として位置づけられ，軍事上にも，また，財政上にも，その存在意義は大きく，律令制の一郡として，きわめて，多面的特質を有していた郡であるといえるであろう。

註

(1) 『白河市史』（上）・（中）・（下）（昭和43年～46年），その他に，『福島県史』1，通史編1・原始・古代・中世（昭和44年）などがある。

(2) 喜田氏は石背・石城両国は大化以後大宝以前に設置され，養老2年にはむしろ廃置されたとする。その論拠は，要約すれば．日本紀略に，同じ養老2年建置である安房・能登の記事を続紀のままに抄録しているにもかかわらず，石背・石城二国に関する記事がないこと，また，続紀の養老前後の記事に錯簡が多いこと，扶桑略記の同年月日「停石背磐城等国安陸奥国」とあること，常陸風土記や戸令，軍防令に見える石背・石城二国の記事を大宝令と断定し，大宝以前にすでに存在したとする。それに対して，高橋万次郎氏は「喜田博士の「石城石背両国建置沿革考」を読む」（「史学雑誌」24―1，大正元年12月）の中で，令集解古記所引の民部省式は近中遠国別に全国名を網羅している。この民部省式は和銅5年以前の編纂に係るものとして，この民部省式に石背・石城二国が見えないことをもって，喜田説を否定し，続紀養老2年5月の二国の建置記事を信ずるべきであるとしている。この論争のうち，喜田氏の論拠は，学界の研究の現段階からすれば，明らかな事実誤認とすべきであるので，ここでは，これ以上取り上げないことにする（喜田氏の説は「再び石城石背両国の廃置に就きて」「歴史地理」21―3の他に三編の論文でくりかえし述べられている）。

(3) 土田直鎮（石城石背両国建置沿革余考）（歴史地理83の1，昭和27年2月）。

(4) 伊具郡の初見記事は続後紀承和7年（840）2月癸亥条である。ただ，多賀城跡出土の奈良時代後半の平瓦にへら書きで「伊具郡麻」と記されている。「麻」というのは，和名抄の伊具郡麻続郷（続後紀承和十五年五月辛未条にも見える）にあたると考えられる。

(5) 他には，続紀宝亀元年4月朔日条に「陸奥国黒川・賀美等一十郡」，三代格弘仁元年2月23日官符には「黒川以北奥郡」と見える。

(6) 高橋富雄氏は続後紀承和15年5月辛未条に「伊具郡麻続郷戸主磐城団擬主帳陸奥臣善福」とあることから，磐城軍団は，伊具郡にあったと考えてよいとしている。これは誤まった解釈といえる。伊具郡麻続郷は陸奥臣善福の本貫地であり，磐城団擬主帳は職名であるので，伊具郡に磐城団があったとすることはできない。

(7) 直木孝次郎「軍団の兵数と配備の範囲について」（「続日本紀研究」七ノ八・昭和36年）

(8) 一般的な解釈は，例えば，『福島県史』第1巻，通史編1（第2章）に，「四軍団の所在地を地図の上に印してみると，白河・石城軍団は白河・菊田の剗に近く，陸奥の南端に位し，行方・安積軍団は本県のほぼ中央部に存し，式内社や古寺院跡があり，『万葉集』にもよまれており，政治・文化的に重要な地点に，軍団がおかれたことは注目すべきである」としている。たしかに，軍団の置かれたところは政治・文化的に重要な地点かもしれないが，あくまでも客観的情勢判断に近く，設置の基準の存在は明らかでない。このことは，註(8)にあげる城柵の設置に対しても，同様の見解がこれまでとられている。

(9) 城柵についても，従来，現代的感覚から，戦略上の当否において，位置の推定をおこなってきた感がある。しかし，城柵の設置についても，軍団と同様に一定の基準をもとに，配置されたと考えたい。この一定の基準こそ，広域のブロックの把握であるとすることができる。天平9年のいわゆる五柵のうち，実名

の見える四柵を主要なものとした場合（「自余諸柵依レ旧鎮守」とあり，特別に，他の四柵のように官人が派遣されていないことなどを考慮して），玉造柵・色麻柵（eブロック＝山道），牡鹿柵・新田柵（gブロック＝海道）と，それぞれ，2柵ずつ設けられている。また，奈良時代後半においても，天平宝字年間（757～65）に，桃生城（桃生郡）が海道地域に造営されると，つづいて，神護景雲元年（767），山道地域に伊治城（栗原郡）が造営されているのである。

(10) 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1974』（昭和50年3月）参照のこと。

(11) 続後紀・承和2年(835)2月戊戌条に「下野国武茂神奉レ授二従五位下一。此神坐レ採二沙金一之山上。」と見え，「武茂神」は『延喜式』神名帳の下野国那須郡にある健武山神社にあたるとおもわれる。『栃木県の考古学』（1972年）によれば，「尾の草遺跡」（那須郡馬頭町小口所在）を，天平産金に関係する宮城県遠田郡涌谷町黄金山神社境内遺跡と同様の性格として，砂金採集に関係する堂跡ではないかという考え方を示している。また尾の草遺跡のある八溝山系から砂金が採集され，或いは金鉱脈の走ることがよく知られているとある。

関和久遺跡俯瞰図
N
借宿廃寺跡
木之内山
新知山
阿武隈川
関和久瓦窯跡
白河郡衙跡
上町古瓦散布地

白河郡衙跡俯瞰図

図版 1

遺跡近景

図版 2

FMライン・トレンチ

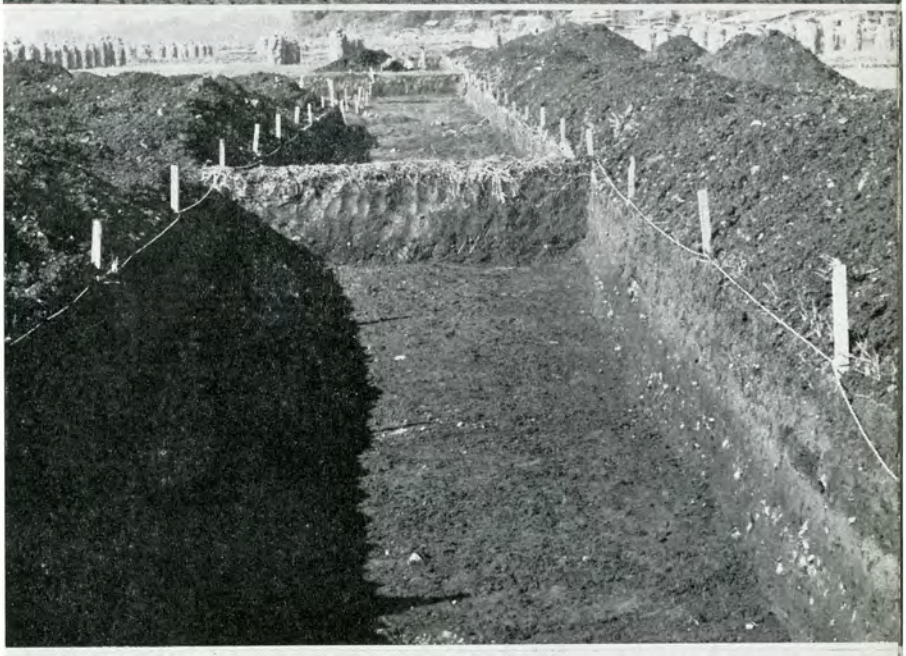

図版 3

作業風景

図版 4
ＳＢ20建物跡
東よりみる

図版 5
同　　上

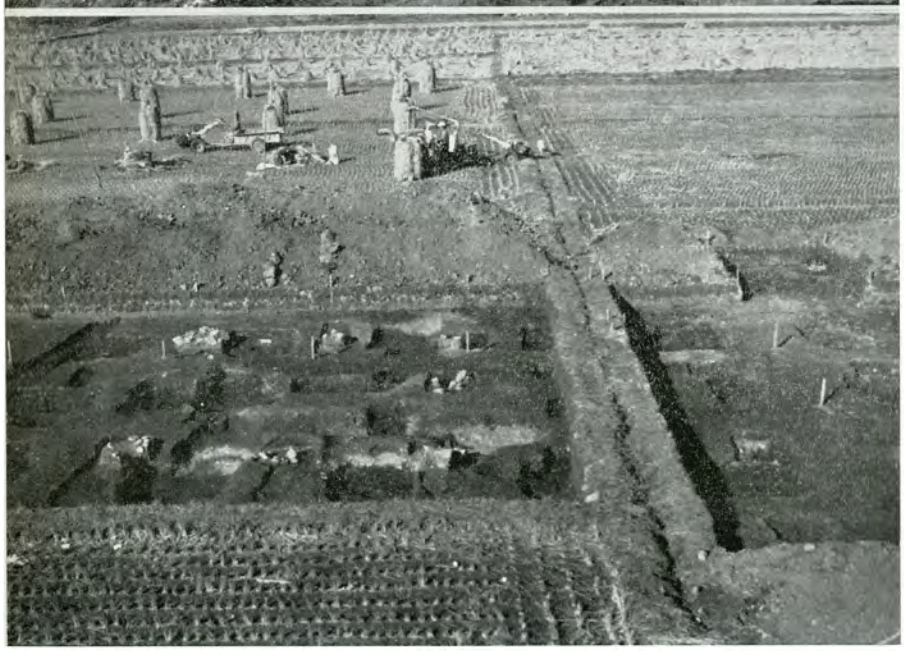

図版 6
ＳＢ24建物跡他
南よりみる

図版7

ＳＢ24建物跡他

西よりみる

図版8

ＳＢ24建物跡他

東よりみる

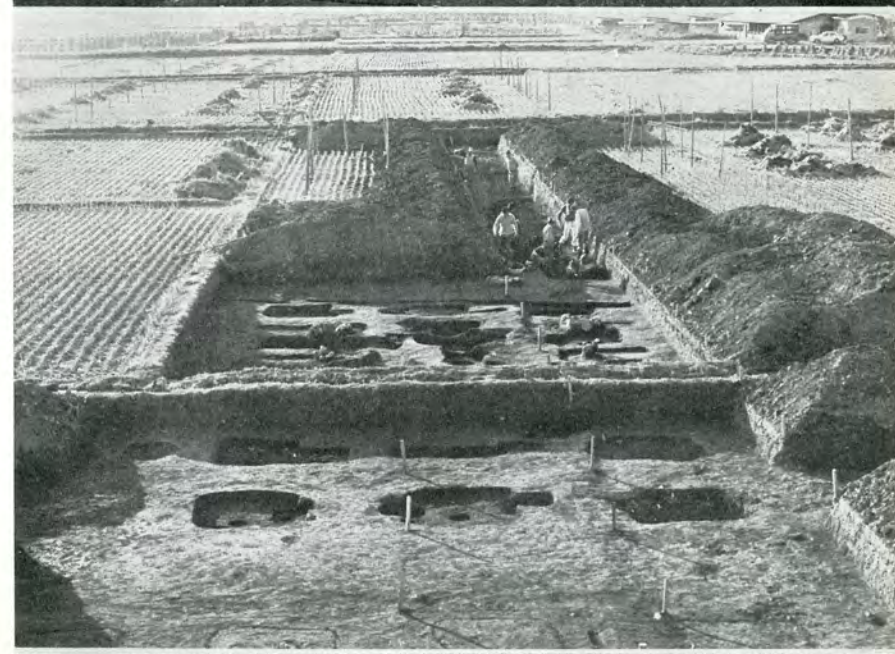

図版9

ＳＢ22・23建物跡他

南よりみる

図版10
ＳＢ22・23建物跡他
西よりみる

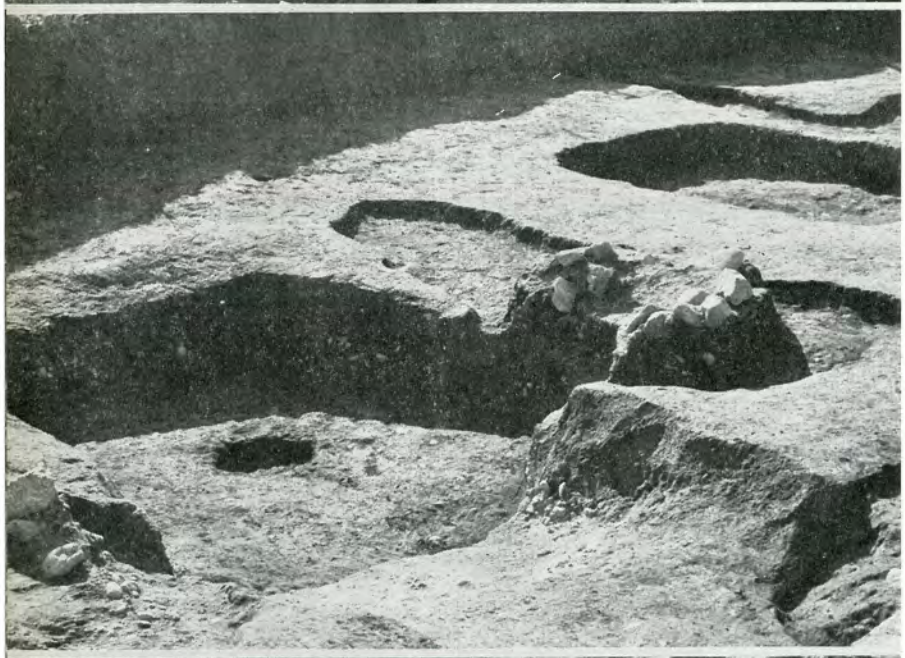

図版11
ＳＢ23・24建物跡他
切り合い状況

図版12
同　　上

図版13

ＳＢ24Ｂ北１東５

掘り方断ち割り

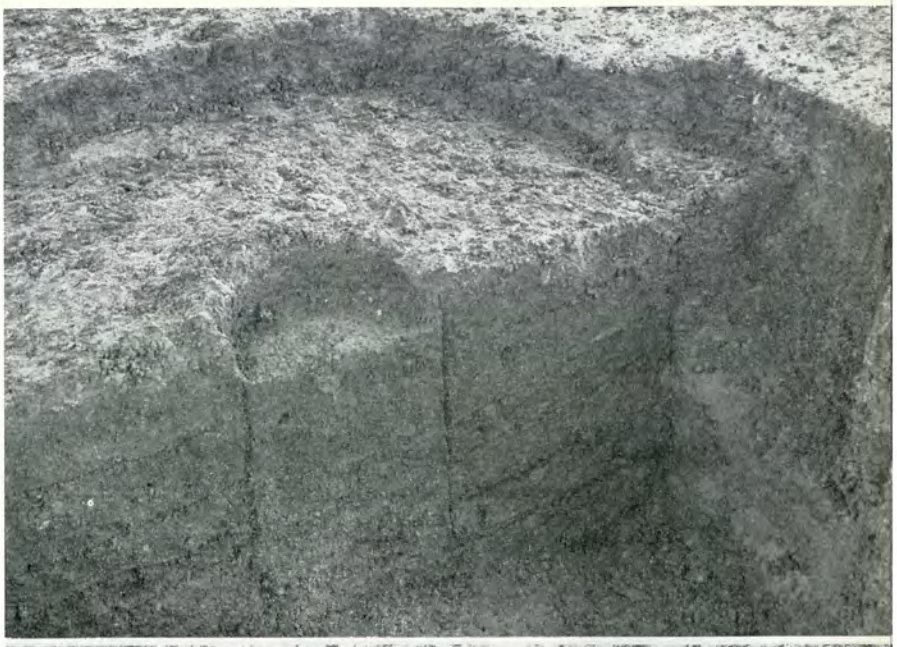

図版14

ＳＢ22・23北１東３

掘り方断ち割り

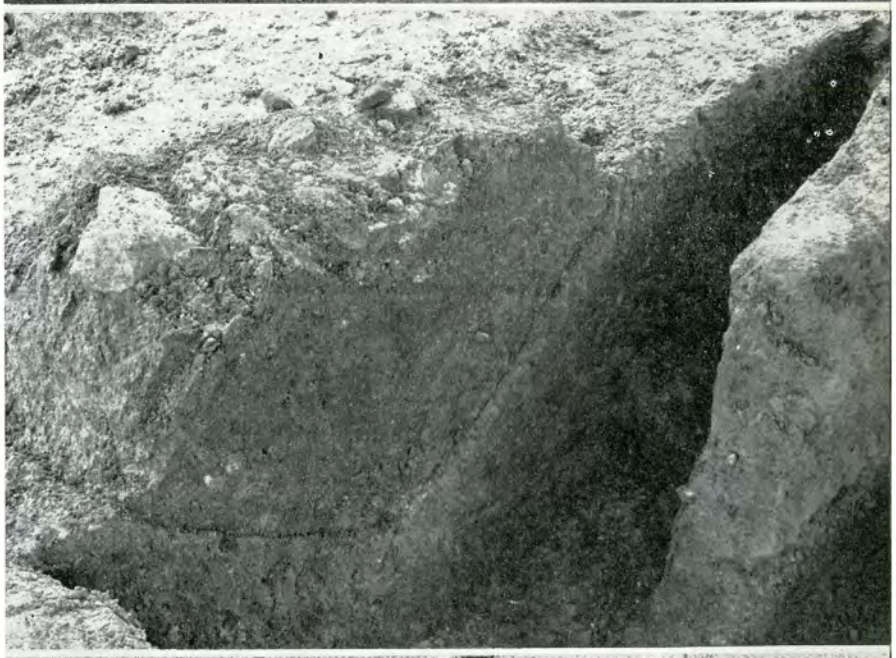

図版15

ＳＢ24Ａ・Ｂ建物跡

とＳＤ29小溝跡

図版16
ＳＤ30小溝跡
東よりみる

図版17
ＳＤ30小溝跡
西よりみる

図版18
ＳＢ31・33建物跡
東よりみる

図版19

ＳＢ31・33建物跡

西よりみる

図版20

ＳＢ31建物跡

図版21

ＳＢ33建物跡

図版22
ＳＢ34建物跡
東よりみる

図版23
ＳＢ26建物跡
北よりみる

図版24
ＳＢ26建物跡
南よりみる

図版25

S B26建物跡

掘り込み地業版築

断ち割り

図版26

S B35建物跡

掘り方

図版27

S D13大溝跡

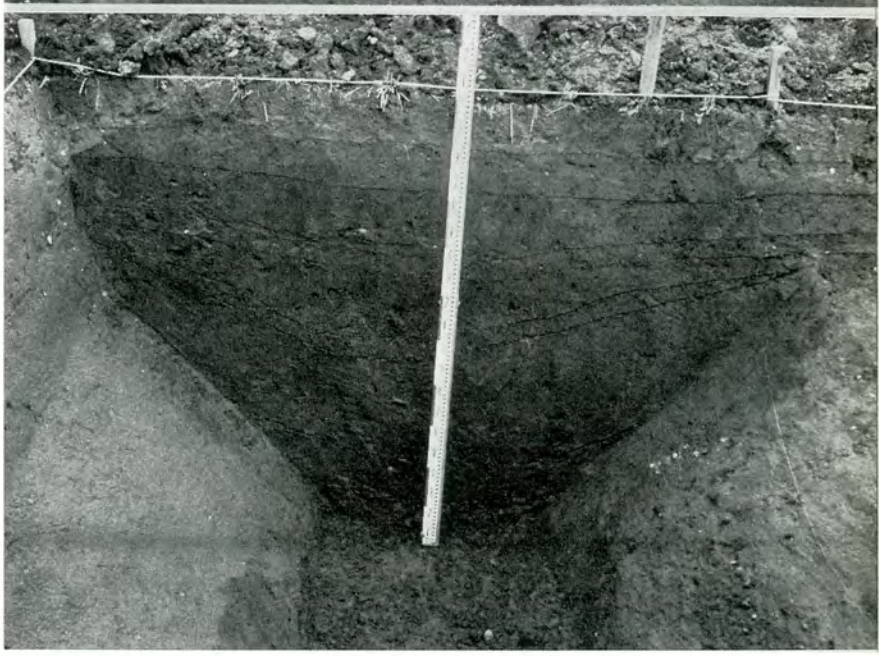

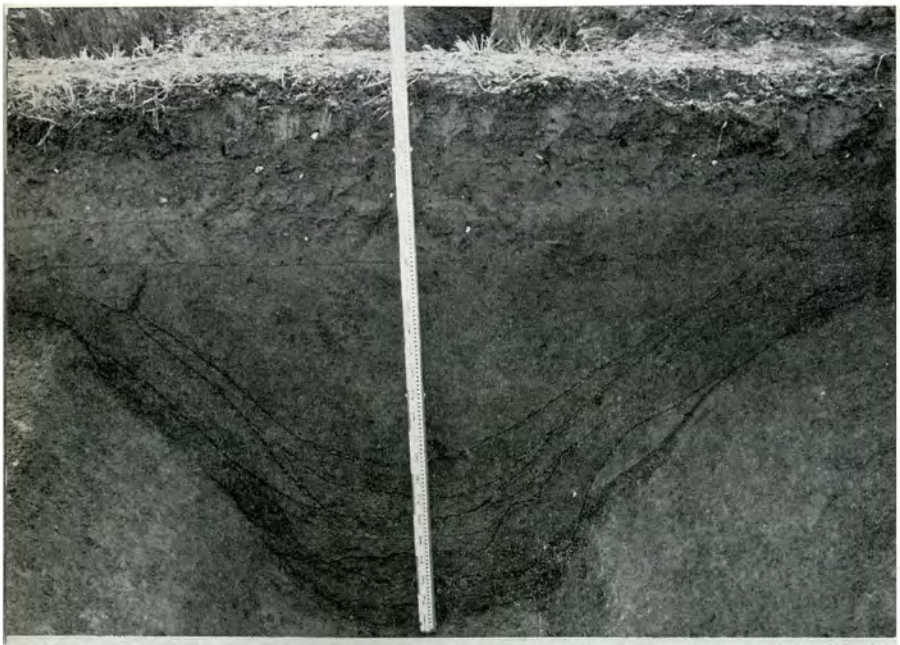

図版28
ＳＤ大溝跡

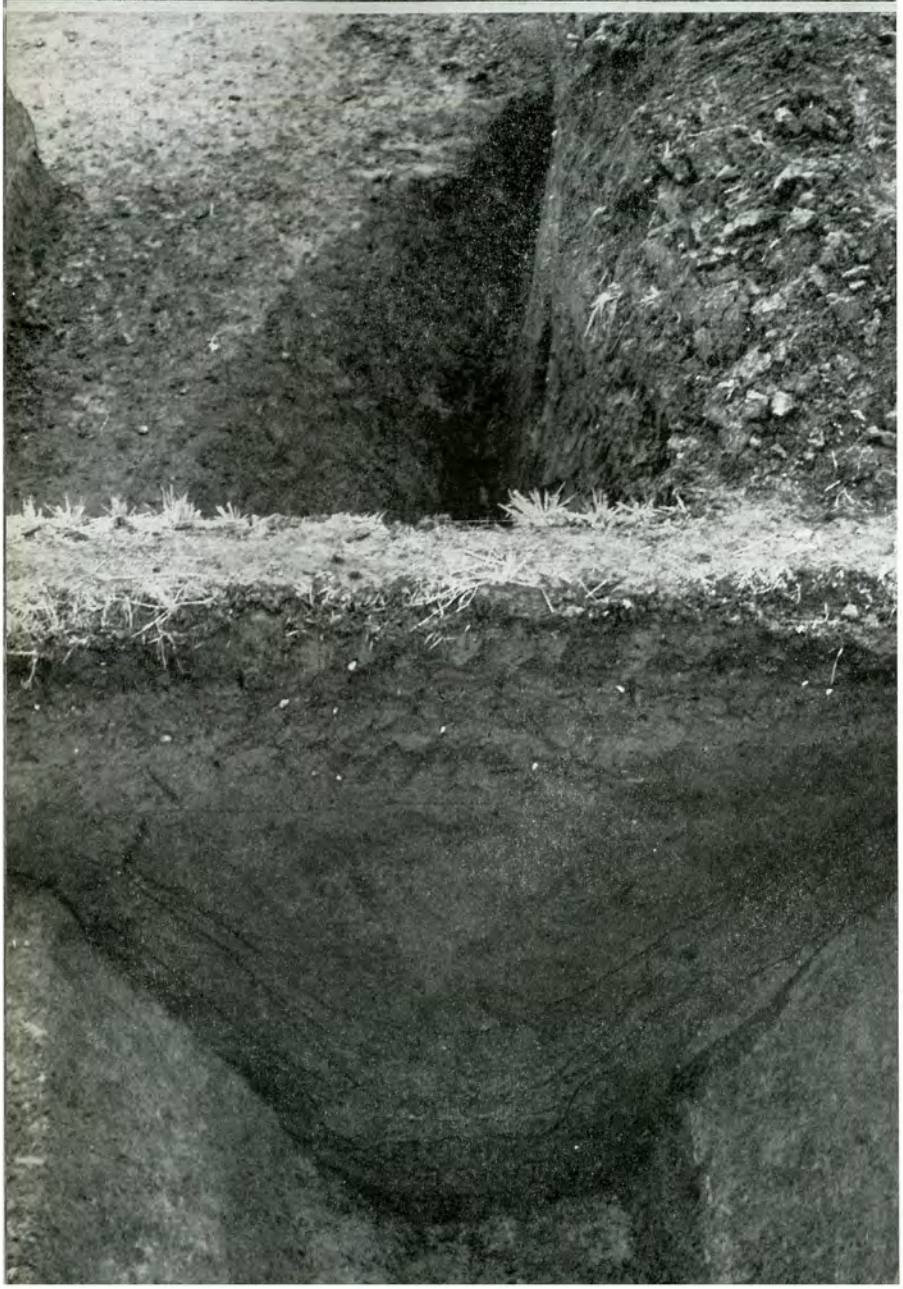

図版29
ＳＤ28大溝跡
屈曲部

図版30

ＳＤ28大溝跡

図版31

ＳＤ28大溝跡

図版32

ＳＤ27大溝跡

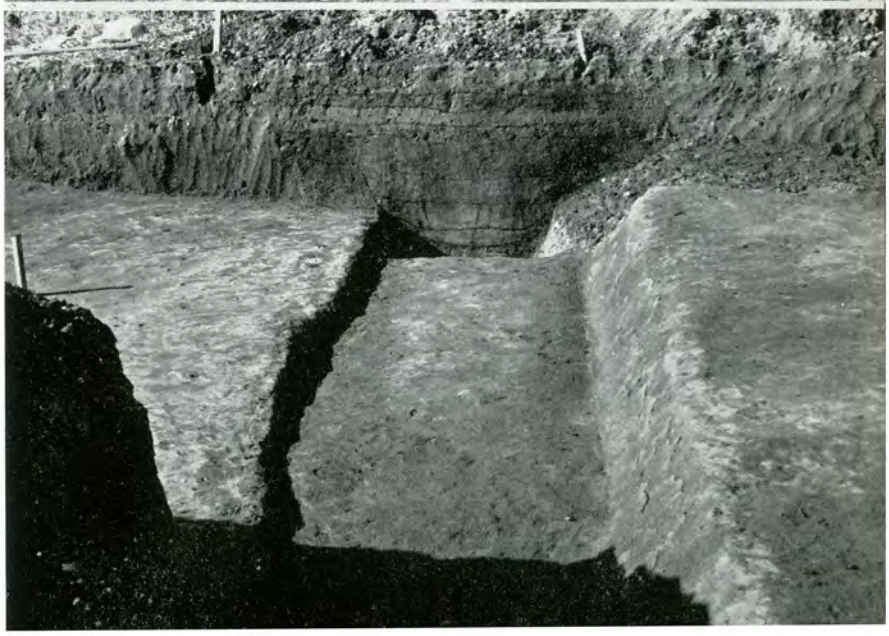

図版33
ＳＤ27大溝跡

図版34
ＳＤ27大溝跡

図版35
ＳＩ36竪穴住居跡
東よりみる

図版36

ＳＩ36竪穴住居跡

北よりみる

図版37

ＳＩ36竪穴住居跡

遺物出土状況

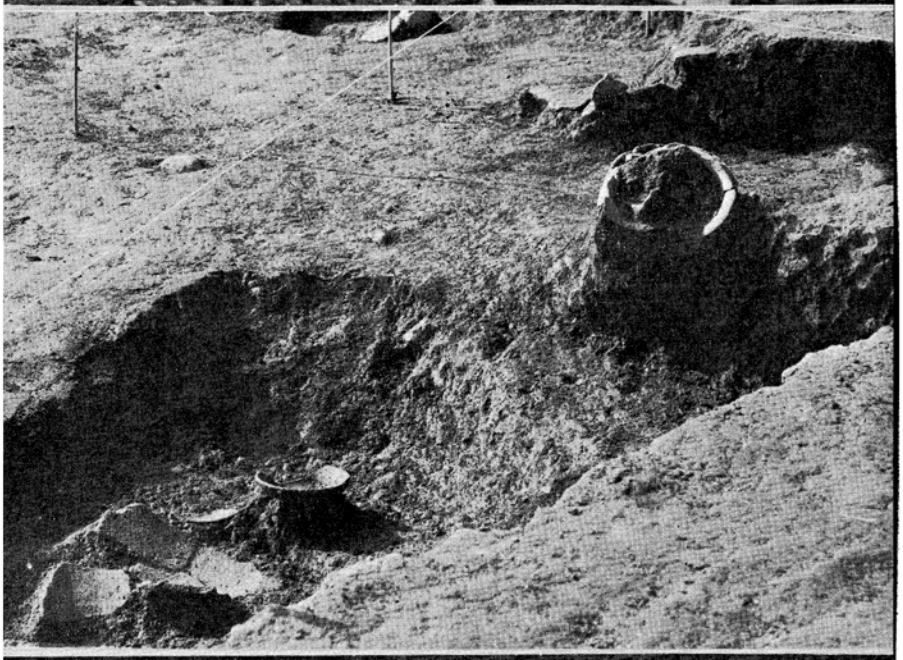

図版38

同　　上

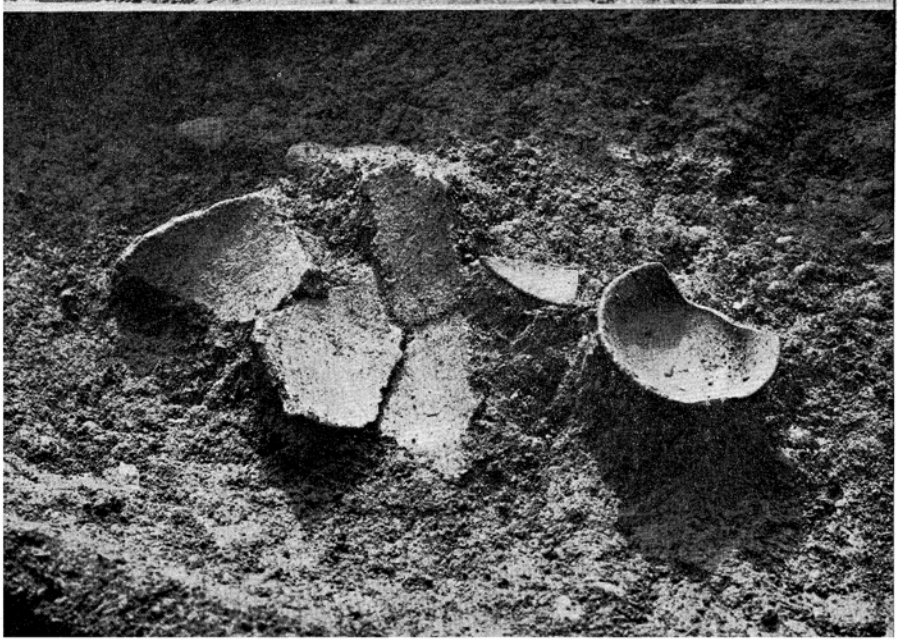

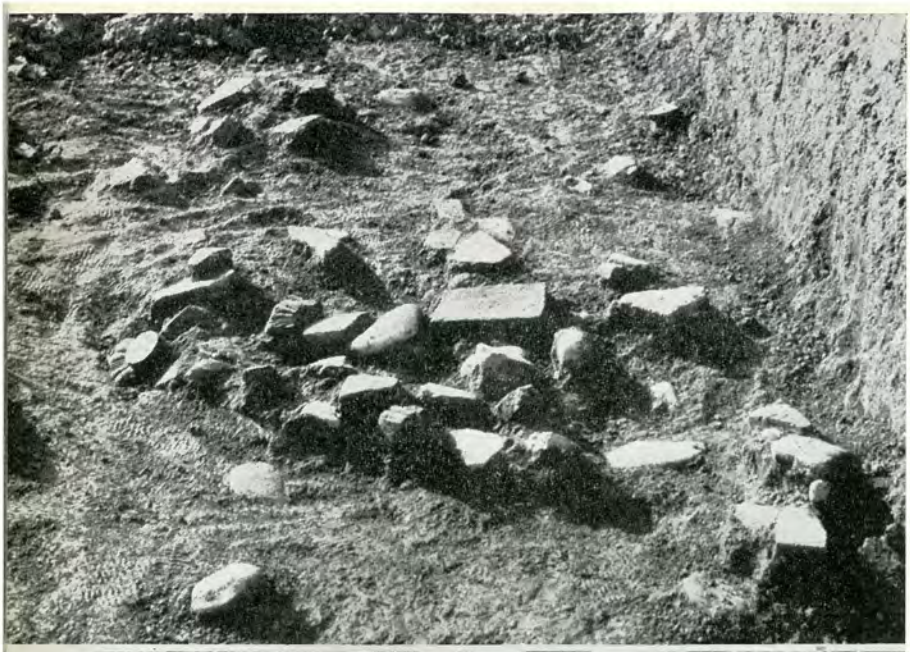

図版39
瓦片出土状況

図版40
同　　上

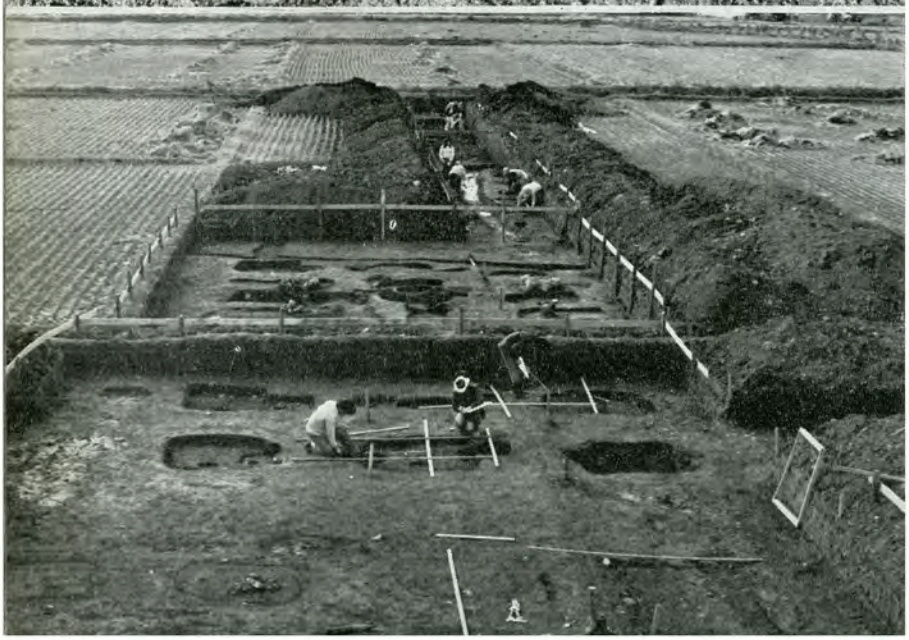

図版41
遺構実測

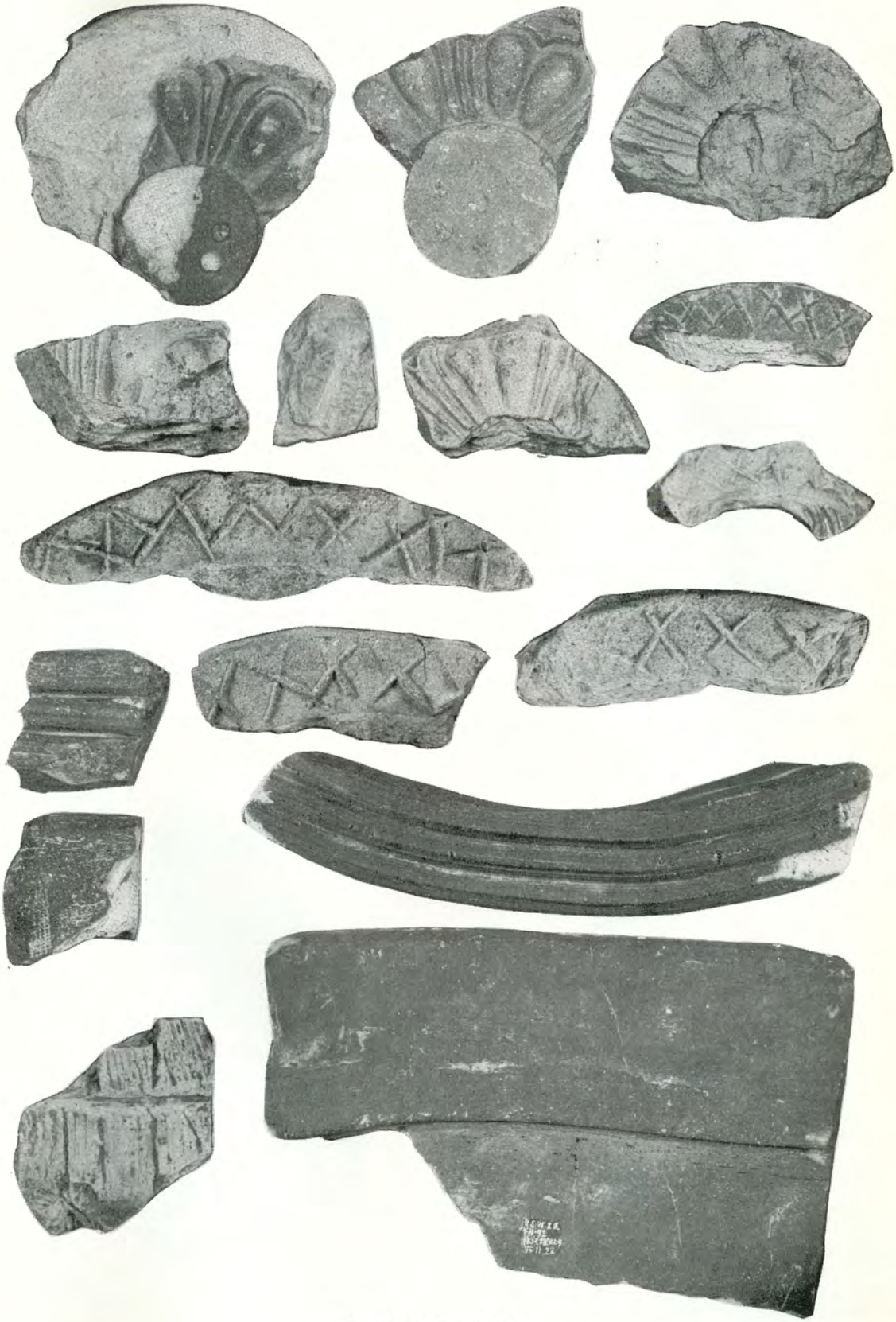

図版42　今回出土瓦片

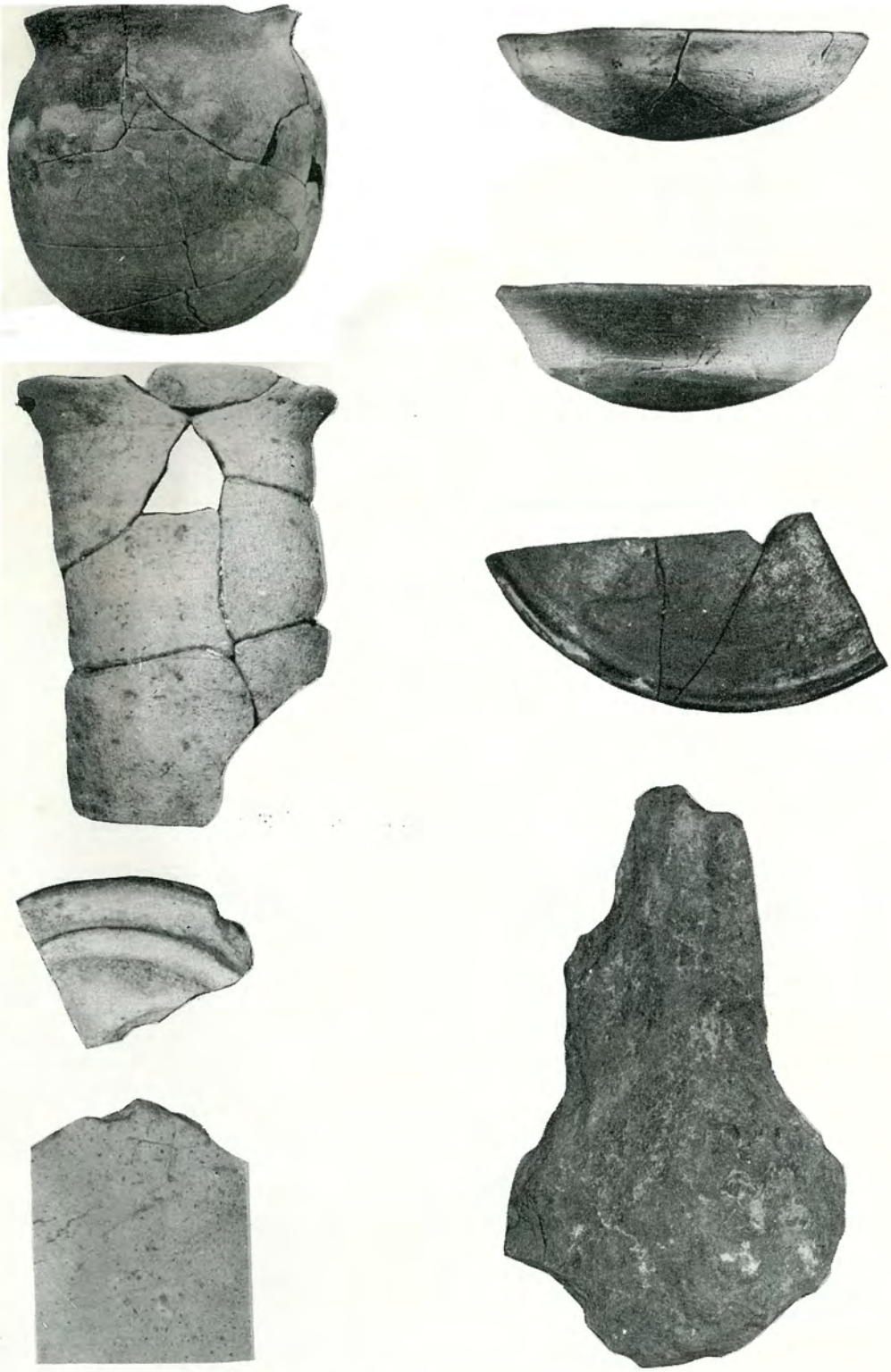

図版43　土師器壺・甕・坏・蓋・円面硯・文字瓦・打製石斧

福島県文化財調査報告書第54集

関和久遺跡 Ⅳ

昭和51年3月15日 印刷
昭和51年3月31日 発行

編集・発行　福島県教育委員会
福島市杉妻町 2番16号
TEL 0245—21—1111

印刷所　株式会社 大盛堂印刷所
福島市北町1番21号 TEL(21)3931

不許複製